

工作物石綿事前調査者講習標準テキスト 新旧対照表

・追記・削除等に伴う番号ずれについては掲載しておりません。

第1講座

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																								
1-3	表 1.1 工作物の分類	<table><tr><th colspan="3">表 1.1 工作物の分類</th></tr><tr><th>区分</th><th>対象工作物</th><th>事前調査の資格</th></tr><tr><td>特定工作物告示 (令和 2 年厚生労働省告示第 278 号)に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)</td><td> 【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】 ○炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備) ○電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備) ○配管及び貯蔵設備(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用バイブライン及び貯蔵設備)※上水道管は除く 【注】建築物設備(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等)に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。 【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板(建築物(建屋)に付属している土木構造物)、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。) 【注】建築設備系配管(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管)は建築物の一部 </td><td>工作物石綿事前調査者</td></tr><tr><td>その他工作物</td><td> 【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。(エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)等) </td><td>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業(※)に係る事前調査については、</td></tr></table>	表 1.1 工作物の分類			区分	対象工作物	事前調査の資格	特定工作物告示 (令和 2 年厚生労働省告示第 278 号)に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)	【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】 ○炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備) ○電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備) ○配管及び貯蔵設備(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用バイブライン及び貯蔵設備)※上水道管は除く 【注】建築物設備(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等)に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。 【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板(建築物(建屋)に付属している土木構造物)、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。) 【注】建築設備系配管(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管)は建築物の一部	工作物石綿事前調査者	その他工作物	【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。(エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)等)	塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業(※)に係る事前調査については、	<table><tr><th colspan="3">表 1.1 工作物の分類</th></tr><tr><th>区分</th><th>対象工作物</th><th>事前調査の資格</th></tr><tr><td>特定工作物 告示【令和 2 年 7 月 27 日厚生労働省告示第 278 号(令和 5 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 89 号において一部改正)及び令和 2 年 10 月 7 日環境省告示第 77 号(令和 5 年 6 月 23 日環境省告示第 48 号において一部改正)】に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)</td><td> 【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】 ○炉設備 ①反応槽 ②加熱炉 ③ボイラー・圧力容器 ④焼却設備 ○電気設備 ⑤発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥配電設備 ⑦変電設備 ⑧送電設備(ケーブルを含む。) ⑨配管(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) 【建築物一体設備等】 ⑪煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫トンネルの天井板 ⑬プラットホームの上家 ⑭遮音壁 ⑮軽量盛り土保護パネル ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。) </td><td>工作物石綿事前調査者</td></tr><tr><td>その他の工作物</td><td> 【上記以外の工作物】 上記①～⑰以外の工作物 (エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)、上水道管等) </td><td>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業(※)に係る事前調査については、</td></tr></table>	表 1.1 工作物の分類			区分	対象工作物	事前調査の資格	特定工作物 告示【令和 2 年 7 月 27 日厚生労働省告示第 278 号(令和 5 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 89 号において一部改正)及び令和 2 年 10 月 7 日環境省告示第 77 号(令和 5 年 6 月 23 日環境省告示第 48 号において一部改正)】に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)	【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】 ○炉設備 ①反応槽 ②加熱炉 ③ボイラー・圧力容器 ④焼却設備 ○電気設備 ⑤発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥配電設備 ⑦変電設備 ⑧送電設備(ケーブルを含む。) ⑨配管(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) 【建築物一体設備等】 ⑪煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫トンネルの天井板 ⑬プラットホームの上家 ⑭遮音壁 ⑮軽量盛り土保護パネル ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)	工作物石綿事前調査者	その他の工作物	【上記以外の工作物】 上記①～⑰以外の工作物 (エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)、上水道管等)	塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業(※)に係る事前調査については、
表 1.1 工作物の分類																											
区分	対象工作物	事前調査の資格																									
特定工作物告示 (令和 2 年厚生労働省告示第 278 号)に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)	【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】 ○炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備) ○電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備) ○配管及び貯蔵設備(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用バイブライン及び貯蔵設備)※上水道管は除く 【注】建築物設備(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等)に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。 【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板(建築物(建屋)に付属している土木構造物)、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。) 【注】建築設備系配管(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管)は建築物の一部	工作物石綿事前調査者																									
その他工作物	【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。(エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)等)	塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業(※)に係る事前調査については、																									
表 1.1 工作物の分類																											
区分	対象工作物	事前調査の資格																									
特定工作物 告示【令和 2 年 7 月 27 日厚生労働省告示第 278 号(令和 5 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 89 号において一部改正)及び令和 2 年 10 月 7 日環境省告示第 77 号(令和 5 年 6 月 23 日環境省告示第 48 号において一部改正)】に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)	【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】 ○炉設備 ①反応槽 ②加熱炉 ③ボイラー・圧力容器 ④焼却設備 ○電気設備 ⑤発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥配電設備 ⑦変電設備 ⑧送電設備(ケーブルを含む。) ⑨配管(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) 【建築物一体設備等】 ⑪煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫トンネルの天井板 ⑬プラットホームの上家 ⑭遮音壁 ⑮軽量盛り土保護パネル ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)	工作物石綿事前調査者																									
その他の工作物	【上記以外の工作物】 上記①～⑰以外の工作物 (エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)、上水道管等)	塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業(※)に係る事前調査については、																									

※塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体等を行う場合

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-4 3 行目		特定工作物は、令和 2 年厚生労働省告示第 278 号に掲げる工作物であり、これらは <u>石綿使用の恐れが高いものとして厚生労働大臣が定めるものである。</u>	特定工作物は、令和 2 年 7 月 27 日厚生労働省告示第 278 号（令和 5 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 89 号において一部改正）及び令和 2 年 10 月 7 日環境省告示第 77 号（令和 5 年 6 月 23 日環境省告示第 48 号において一部改正））に掲げる工作物であり、これらは、 <u>石綿が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定めるものである。</u>
1-4 26 行目	< 報告対象となる工作物（特定工作物） >		（⑰の後に追記） <u>注）①～⑰の番号は、「石綿障害予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物」（令和 2 年 7 月 27 日厚生労働省告示第 278 号（令和 5 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 89 号において一部改正））、「特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物」（令和 2 年 10 月 7 日環境省告示第 77 号（令和 5 年 6 月 23 日環境省告示第 48 号において一部改正））の番号とは一部異なる。</u>
1-5 1 行目	③ボイラー・圧力容器	③ボイラー・圧力容器：安衛法施行令第 1 条第 3 号で規定するボイラー、（中略）・第 27 号で規定する容器に該当するもの。	③ボイラー・圧力容器：安衛法施行令第 1 条第 3 号で規定するボイラー、（中略）・第 27 号で規定する容器に該当するもの。 <u>なお、建築物内に設置されたボイラーも特定工作物に該当する。</u>
1-5 5 行目	④焼却設備	④焼却設備：廃棄物焼却設備の場合、 <u>施設全体が適用範囲となるが、付随する煙突は「⑪煙突」と整理される。</u>	④焼却設備：廃棄物焼却設備の場合、 <u>設備全体が適用範囲となるが、付随する煙突は「⑪煙突」と整理される。なお、焼却設備が設置された建物については建築物に該当する。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-5 7 行目			(④の下に追記) ⑤発電設備:電気事業法第 38 条第 2 項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。建築物内に設置された事業用電気工作物も特定工作物に該当する。また、設備全体が適用範囲となるが、<u>発電設備が設置された建物については、建築物に該当する。</u> なお、電気事業法第 38 条第 1 項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。 ⑥配電設備:電気事業法第 38 条第 2 項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。建築物内に設置された事業用電気工作物も特定工作物に該当する。また、設備全体が適用範囲となるが、<u>配電設備が設置された建物については、建築物に該当する。</u> なお、電気事業法第 38 条第 1 項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。 ⑦変電設備:電気事業法第 38 条第 2 項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。建築物内に設置された事業用電気工作物も特定工作物に該当する。また、設備全体が適用範囲となるが、<u>変電設備が設置された建物については、建築物に該当する。</u> なお、電気事業法第 38 条第 1 項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-5 7 行目	⑧送電設備	⑧送電設備：送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含まれる。	⑧送電設備：電気事業法第 38 条第 2 項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。<u>建築物内に設置された事業用電気工作物も特定工作物に該当する。</u> 送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含まれる。 <u>また、設備全体が適用範囲となるが、送電設備が設置された建物については、建築物に該当する。</u> <u>なお、電気事業法第 38 条第 1 項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。</u>
1-5 9 行目	⑨配管設備	⑨配管設備：農業用パイプラインや下水道管は含まれ、上水道管は除かれる。	⑨配管設備：建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備は除かれる。 <u>プラント配管、農業用パイプライン及び下水道管は含まれるが、上水道管は除かれる。</u>
1-5 10 行目			(⑨の下に追記) <u>⑩貯蔵設備：消防法第 2 条で規定する危険物、高圧ガス保安法第 2 条で規定する高圧ガス又は高圧ガス保安法第 3 条で規定する高圧ガス保安法の適用外となっている高圧ガスを貯蔵するものが含まれ、穀物を貯蔵するための設備は除かれる。また、設備全体が適用範囲となるが、貯蔵設備が設置された建物については、建築物に該当する。</u> <u>⑪煙突：建築物に設ける排煙設備等の建築設備は除かれる。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-5 13 行目	⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い	⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）：「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 2 項第 1 号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。	⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い：「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 2 項第 1 号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）。なお、建築物に該当するものは除かれる。
1-5 28 行目		調査は設計図書等の文書を確認する方法（以下「書面調査」という。）と、目視による調査（以下「目視調査」という。）を実施した後に、（以下略）	調査は設計図書等の文書を確認する方法（以下「書面調査」という。）と、 <u>現地で</u> の目視による調査（以下「目視調査」という。）を実施した後に、（以下略）
1-7 5 行目	1.2.1 石綿の定義	2006（平成 18）年 8 月 11 日の厚生労働省通達（基発第 0811002 号）では、（中略）、これら 6 種類の鉱物の総称として石綿（アスベスト）と呼んでいる。	2006（平成 18）年 8 月 11 日の厚生労働省通達（基発第 0811002 号）では、（中略）、これら 6 種類の鉱物の総称として石綿（アスベスト）と呼んでいる。 <u>また、同通達では、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する製剤その他の物とは、「石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する物のことをいい、塊状の岩石であって、これに含まれるクリソタイル等が繊維状を呈していない物は含まないこと。ただし、塊状の岩石であっても、例えば蛇紋岩系左官用モルタル混和材のように、これを微細に粉砕することにより繊維状を呈するクリソタイル等が発生し、その含有率が微細に粉砕された岩石の重量の 0.1%を超えた場合は、製造等の禁止の対象となること。」とされている。</u>
1-10 3 行目	1.2.3 石綿の物性と用途	レベル 3 はそれ以外の石綿含有建材・資材が分類されるが、主にスレートや岩綿吸音板などの成形された内外装の仕上げ建材・資材が多く、その製品は <u>他</u> 種類に亘っている。	レベル 3 はそれ以外の石綿含有建材・資材が分類されるが、主にスレートや岩綿吸音板などの成形された内外装の仕上げ建材・資材が多く、その製品は <u>多</u> 種類に亘っている

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-10	表 1.3 資材の種類などによるレベル分類	出典：「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和 3 年 3 月（令和 7 年 3 月訂正事項を反映）」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課） P 78	出典：「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和 3 年 3 月（令和 6 年（2024 年）2 月改正）」（令和 7 年 3 月訂正事項を反映）」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課） P 78
1-10 13 行目		石綿含有建材・資材に関して整理した資料の一つに国土交通省が公開している「目で見えるアスベスト建材」がある。	石綿含有建材・資材に関して整理した資料の一つに国土交通省が公開している「目で見えるアスベスト建材（第二版）」がある。
1-15 21 行目	① 職業によるばく露（職業ばく露）	長期間にわたって、高濃度のばく露を受けるおそれのある <u>職業ばく露による健康影響が最も大きいこと</u> はいうまでもない。石綿鉱山、石綿を運搬する業務、石綿製品製造工場、石綿含有建材を取り扱う建設業等が <u>代表的な石綿ばく露業務</u> である。	長期間にわたって、高濃度のばく露を受けるおそれのある <u>業務において健康影響が最も大きいこと</u> はいうまでもない。 <u>代表的な石綿ばく露業務は、</u> 石綿鉱山、石綿を運搬する業務、石綿製品製造工場、石綿含有建材を取り扱う建設業等である。
1-15 27 行目	① 職業によるばく露（職業ばく露）	代表的な業務以外でも、消防士、看護士、歯科技工士など石綿とは関連がなさそうな業種、職種であっても石綿ばく露を受ける可能性がある。	代表的な業務以外でも、消防士、看護師、歯科技工士など石綿とは関連がなさそうな業種、職種であっても石綿ばく露を受ける可能性がある。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																
1-17 32 行目	② 敷地境界濃度と環境濃度	また、一般に職業ばく露の方が、環境ばく露よりも石綿濃度が高いために、職業ばく露の単位は f/mL、環境ばく露の単位は f/L を使用するのが一般的である。	また、解体等工事においては、現場の敷地境界等における大気濃度測定について、漏えい監視の観点からの目安となる値として、石綿繊維数濃度 1 本/L が示されている。（「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和 3 年 3 月（令和 6 年（2024 年）2 月改正）（令和 7 年 3 月訂正事項を反映）」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）」（以下「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）という。）） なお、一般に職業ばく露の方が、環境ばく露よりも石綿濃度が高いために、職業ばく露の単位は f/mL、環境ばく露の単位は f/L を使用するのが一般的である。																																
1-23	表 1.6 調査者資格の種類及び調査対象	<table><caption>表 1.6 調査者資格の種類及び調査対象</caption><tr><th>調査者資格名</th><th>調査ができる対象</th><th>該当するもの（例）</th></tr><tr><td>特定建築物石綿含有建材調査者</td><td rowspan="2">全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建築設備を含む</td><td rowspan="2">事務所ビル、学校、共同住宅（全部分）、映画館など</td></tr><tr><td>一般建築物石綿含有建材調査者</td></tr><tr><td>一戸建て等石綿含有建材調査者</td><td>一戸建ての専用住宅及び共同住宅（長屋を含む）の住戸の内部</td><td>一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部など</td></tr><tr><td>船舶石綿含有資材調査者</td><td>鋼製の船舶</td><td>商船（客船、フェリーなど）、作業船、漁船など</td></tr><tr><td>工作物石綿事前調査者</td><td>・建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・建築物一体設備等 ・上記以外の工作物</td><td>ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など</td></tr></table>	調査者資格名	調査ができる対象	該当するもの（例）	特定建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建築設備を含む	事務所ビル、学校、共同住宅（全部分）、映画館など	一般建築物石綿含有建材調査者	一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共同住宅（長屋を含む）の住戸の内部	一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部など	船舶石綿含有資材調査者	鋼製の船舶	商船（客船、フェリーなど）、作業船、漁船など	工作物石綿事前調査者	・建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・建築物一体設備等 ・上記以外の工作物	ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など	<table><caption>表 1.6 調査者資格の種類及び調査対象</caption><tr><th>調査者資格名</th><th>調査ができる対象</th><th>該当するもの（例）</th></tr><tr><td>特定建築物石綿含有建材調査者※</td><td rowspan="2">全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建築設備を含む</td><td rowspan="2">事務所ビル、学校、共同住宅（全部分）、映画館など</td></tr><tr><td>一般建築物石綿含有建材調査者※</td></tr><tr><td>一戸建て等石綿含有建材調査者</td><td>一戸建ての専用住宅及び共同住宅（長屋を含む）の住戸の内部</td><td>一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部など</td></tr><tr><td>船舶石綿含有資材調査者</td><td>鋼製の船舶</td><td>商船（客船、フェリーなど）、作業船、漁船など</td></tr><tr><td>工作物石綿事前調査者</td><td>・建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・建築物一体設備等 ・上記以外の工作物</td><td>ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など</td></tr></table> ※有資格者による事前調査の実施が必要な一部の工作物についても調査可能	調査者資格名	調査ができる対象	該当するもの（例）	特定建築物石綿含有建材調査者※	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建築設備を含む	事務所ビル、学校、共同住宅（全部分）、映画館など	一般建築物石綿含有建材調査者※	一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共同住宅（長屋を含む）の住戸の内部	一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部など	船舶石綿含有資材調査者	鋼製の船舶	商船（客船、フェリーなど）、作業船、漁船など	工作物石綿事前調査者	・建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・建築物一体設備等 ・上記以外の工作物	ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など
調査者資格名	調査ができる対象	該当するもの（例）																																	
特定建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建築設備を含む	事務所ビル、学校、共同住宅（全部分）、映画館など																																	
一般建築物石綿含有建材調査者																																			
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共同住宅（長屋を含む）の住戸の内部	一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部など																																	
船舶石綿含有資材調査者	鋼製の船舶	商船（客船、フェリーなど）、作業船、漁船など																																	
工作物石綿事前調査者	・建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・建築物一体設備等 ・上記以外の工作物	ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など																																	
調査者資格名	調査ができる対象	該当するもの（例）																																	
特定建築物石綿含有建材調査者※	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建築設備を含む	事務所ビル、学校、共同住宅（全部分）、映画館など																																	
一般建築物石綿含有建材調査者※																																			
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共同住宅（長屋を含む）の住戸の内部	一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部など																																	
船舶石綿含有資材調査者	鋼製の船舶	商船（客船、フェリーなど）、作業船、漁船など																																	
工作物石綿事前調査者	・建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・建築物一体設備等 ・上記以外の工作物	ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など																																	

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-25 20 行目	1.4.4 その他	<廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省）> 平成 3 年 10 月に改正された<u>廃棄物処理法</u>が平成 4 年 7 月から施行されたが、同法施行令により、一定の事業活動に伴って生ずる廃石綿等は特別管理産業廃棄物として指定され、通常の産業廃棄物とは異なる規制をうけることになった。また、平成 18 年 10 月の廃棄物処理法施行令の改正により、石綿含有廃棄物に係る収集、運搬、処分等の処理基準が、平成 22 年 12 月の同令の改正により、廃石綿等の埋立処分基準がそれぞれ強化された。	<廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省）> 平成 3 年 10 月に改正された<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）</u>が平成 4 年 7 月から施行されたが、同法施行令により、一定の事業活動に伴って生ずる廃石綿等は特別管理産業廃棄物として指定され、通常の産業廃棄物とは異なる規制をうけることになった。<u>建築物等の解体・改修工事から発生する石綿含有吹付け材(レベル 1)、石綿含有保温材等（レベル 2）の除去物、及び当該工事の際に使用した隔離シート、保護衣、呼吸用保護具のフィルター等、石綿が付着しているおそれのある用具又は器具は、廃棄物処理法 では「廃石綿等」とされる。</u>また、平成 18 年 10 月の廃棄物処理法施行令の改正により、石綿含有廃棄物に係る収集、運搬、処分等の処理基準が、平成 22 年 12 月の同令の改正により、廃石綿等の埋立処分基準がそれぞれ強化された。
1-26 17 行目	一定規模以上の工事を行う場合における事前調査結果の報告	ウ. 請負金額が 100 万円（税込）以上の工作物の解体・改修工事 エ. 総トン数 20 トン以上の鋼製の船舶の解体・改修工事	ウ. 請負金額が 100 万円（税込）以上の<u>特定</u>工作物の解体・改修工事 <u>エ. 建築物と特定工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合であって、次の a 又は b のいずれか 1 つでも該当する場合</u> <u>a.建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が 80 m²以上</u> <u>b.建築物及び特定工作物の両方を含めた工事全体の請負金額 100 万円以上（税込）</u> <u>オ. 総トン数 20 トン以上の鋼製の船舶の解体・改修工事</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新															
1-26 20 行目	・作業届等の提出	事前調査の結果、解体等工事を行う建築物等に石綿含有吹付け材等及び石綿含有保温材等が使用されていることが判明した場合は、 <u>発注者又は自主施工者は、作業開始の 14 日前までに安衛法・石綿則及び大防法に基づく作業実施等の届出が必要である。</u>	事前調査の結果、解体等工事を行う建築物等に石綿含有吹付け材等及び石綿含有保温材等が使用されていることが判明した場合は、 <u>届出義務者は作業開始の 14 日前までに安衛法・石綿則及び大防法に基づく作業実施等の届出が必要である（表 1.7）。</u> (表の追加) 表 1.7 安衛法・石綿則と大防法届出要件の整理表 <table><tr><th rowspan="2">石綿含有建材の種類</th><th>届出義務者</th><th>事業者</th><th>発注者 又は自主施工者</th></tr><tr><th>法令</th><th>安衛法・石綿則</th><th>大防法</th></tr><tr><td>石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等</td><td>解体、改修等 (除去、封じ込め、囲い込み)</td><td>○※1</td><td>○※2</td></tr><tr><td>石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材</td><td>解体、改修等</td><td>×</td><td>×</td></tr></table> ○：届出対象、×：届出対象外 ※ 1 建設業及び土石採取業の場合は安衛法第 88 条の「計画の届出」、それ以外の業種に属する事業者は石綿則第 5 条の「作業の届出」を行う。 ※ 2 石綿を含有する配管保温材を、非石綿部の切断により除去する場合は不要。	石綿含有建材の種類	届出義務者	事業者	発注者 又は自主施工者	法令	安衛法・石綿則	大防法	石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	解体、改修等 (除去、封じ込め、囲い込み)	○※1	○※2	石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材	解体、改修等	×	×
石綿含有建材の種類	届出義務者	事業者	発注者 又は自主施工者															
	法令	安衛法・石綿則	大防法															
石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	解体、改修等 (除去、封じ込め、囲い込み)	○※1	○※2															
石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材	解体、改修等	×	×															
1-27 1 行目	・石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等の除去に係る措置	電動工具の使用等を行うこととし、 <u>電動工具をして</u> 除去する場合は、さらに除去部分の周囲を事前に養生すること以上の措置が必要である。	電動工具の使用等を行うこととし、 <u>電動工具を使用して</u> 除去する場合は、さらに除去部分の周囲を事前に養生すること以上の措置が必要である。															

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																																											
1-29	表 1.7 石綿除去等工事における主な作業項目と責任対象	表 1.7 石綿除去等工事における主な作業項目と責任対象 <table><thead><tr><th>作業項目</th><th>責任対象</th><th>関係法令</th></tr></thead><tbody><tr><td>事前調査の実施、記録の保存</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 5</td></tr><tr><td>事前調査結果等の説明</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 6、7</td></tr><tr><td>事前調査結果等の記録と保存</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 8</td></tr><tr><td>事前調査結果の現場への備え付けと掲示</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15 の 5、大防法施行規則第 16 条の 9、10</td></tr><tr><td>作業計画（レベル 3 建材を含む全ての含有建材対象）</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 4 条、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4 の 1</td></tr><tr><td>特定粉じん排出等作業の実施の届出等（作業計画届）</td><td>発注者・施工者</td><td>安衛法第 88 条、石綿則第 5 条、大防法第 18 条の 17</td></tr><tr><td>一定規模以上の工事における事前調査結果の報告</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 4 条の 2、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 11</td></tr><tr><td>レベル 1 建材、レベル 2 建材の除去（負圧隔離養生）</td><td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td><td>石綿則第 6 条、大防法第 18 条の 19、大防法施行規則第 16 条の 13～15</td></tr><tr><td>レベル 3 建材の除去（作業基準）</td><td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td><td>石綿則第 6 条の 2、3、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4（別表第 7 含む）</td></tr><tr><td>石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存</td><td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td><td>石綿則第 35 条の 2、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4</td></tr><tr><td>除去の完了の確認、発注者への報告、記録の保存</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>大防法第 18 条の 14、23、大防法施行規則第 16 条の 4、16、17</td></tr></tbody></table>	作業項目	責任対象	関係法令	事前調査の実施、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 5	事前調査結果等の説明	元請業者又は自主施工者	大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 6、7	事前調査結果等の記録と保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 8	事前調査結果の現場への備え付けと掲示	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15 の 5、大防法施行規則第 16 条の 9、10	作業計画（レベル 3 建材を含む全ての含有建材対象）	元請業者又は自主施工者	石綿則第 4 条、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4 の 1	特定粉じん排出等作業の実施の届出等（作業計画届）	発注者・施工者	安衛法第 88 条、石綿則第 5 条、大防法第 18 条の 17	一定規模以上の工事における事前調査結果の報告	元請業者又は自主施工者	石綿則第 4 条の 2、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 11	レベル 1 建材、レベル 2 建材の除去（負圧隔離養生）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 6 条、大防法第 18 条の 19、大防法施行規則第 16 条の 13～15	レベル 3 建材の除去（作業基準）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 6 条の 2、3、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4（別表第 7 含む）	石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 35 条の 2、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4	除去の完了の確認、発注者への報告、記録の保存	元請業者又は自主施工者	大防法第 18 条の 14、23、大防法施行規則第 16 条の 4、16、17	表 1.8 石綿除去等工事における主な作業項目と責任対象 <table><thead><tr><th>作業項目</th><th>責任対象</th><th>関係法令</th></tr></thead><tbody><tr><td>事前調査の実施、記録の保存</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 5</td></tr><tr><td>事前調査結果等の説明</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 6、7</td></tr><tr><td>事前調査結果等の記録と保存</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 8</td></tr><tr><td>事前調査結果の現場への備え付けと掲示</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15 の 5、大防法施行規則第 16 条の 9、10</td></tr><tr><td>作業計画（レベル 3 建材を含む全ての含有建材対象）</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 4 条、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4 の 1</td></tr><tr><td>特定粉じん排出等作業の実施の届出等</td><td>発注者又は自主施工者</td><td>大防法第 18 条の 17</td></tr><tr><td>建設工事計画届、建築物解体等作業届</td><td>元請業者</td><td>安衛法第 88 条、石綿則第 5 条、</td></tr><tr><td>一定規模以上の工事における事前調査結果の報告</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>石綿則第 4 条の 2、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 11</td></tr><tr><td>レベル 1 建材、レベル 2 建材の除去（負圧隔離養生）</td><td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td><td>石綿則第 6 条、大防法第 18 条の 19、大防法施行規則第 16 条の 13～15</td></tr><tr><td>レベル 3 建材の除去（作業基準）</td><td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td><td>石綿則第 6 条の 2、3、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4（別表第 7 含む）</td></tr><tr><td>石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存</td><td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td><td>石綿則第 35 条の 2、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4</td></tr><tr><td>除去の完了の確認、発注者への報告、記録の保存</td><td>元請業者又は自主施工者</td><td>大防法第 18 条の 14、23、大防法施行規則第 16 条の 4、16、17</td></tr></tbody></table>	作業項目	責任対象	関係法令	事前調査の実施、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 5	事前調査結果等の説明	元請業者又は自主施工者	大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 6、7	事前調査結果等の記録と保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 8	事前調査結果の現場への備え付けと掲示	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15 の 5、大防法施行規則第 16 条の 9、10	作業計画（レベル 3 建材を含む全ての含有建材対象）	元請業者又は自主施工者	石綿則第 4 条、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4 の 1	特定粉じん排出等作業の実施の届出等	発注者又は自主施工者	大防法第 18 条の 17	建設工事計画届、建築物解体等作業届	元請業者	安衛法第 88 条、石綿則第 5 条、	一定規模以上の工事における事前調査結果の報告	元請業者又は自主施工者	石綿則第 4 条の 2、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 11	レベル 1 建材、レベル 2 建材の除去（負圧隔離養生）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 6 条、大防法第 18 条の 19、大防法施行規則第 16 条の 13～15	レベル 3 建材の除去（作業基準）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 6 条の 2、3、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4（別表第 7 含む）	石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 35 条の 2、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4	除去の完了の確認、発注者への報告、記録の保存	元請業者又は自主施工者	大防法第 18 条の 14、23、大防法施行規則第 16 条の 4、16、17
作業項目	責任対象	関係法令																																																																												
事前調査の実施、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 5																																																																												
事前調査結果等の説明	元請業者又は自主施工者	大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 6、7																																																																												
事前調査結果等の記録と保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 8																																																																												
事前調査結果の現場への備え付けと掲示	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15 の 5、大防法施行規則第 16 条の 9、10																																																																												
作業計画（レベル 3 建材を含む全ての含有建材対象）	元請業者又は自主施工者	石綿則第 4 条、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4 の 1																																																																												
特定粉じん排出等作業の実施の届出等（作業計画届）	発注者・施工者	安衛法第 88 条、石綿則第 5 条、大防法第 18 条の 17																																																																												
一定規模以上の工事における事前調査結果の報告	元請業者又は自主施工者	石綿則第 4 条の 2、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 11																																																																												
レベル 1 建材、レベル 2 建材の除去（負圧隔離養生）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 6 条、大防法第 18 条の 19、大防法施行規則第 16 条の 13～15																																																																												
レベル 3 建材の除去（作業基準）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 6 条の 2、3、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4（別表第 7 含む）																																																																												
石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 35 条の 2、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4																																																																												
除去の完了の確認、発注者への報告、記録の保存	元請業者又は自主施工者	大防法第 18 条の 14、23、大防法施行規則第 16 条の 4、16、17																																																																												
作業項目	責任対象	関係法令																																																																												
事前調査の実施、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 5																																																																												
事前調査結果等の説明	元請業者又は自主施工者	大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 6、7																																																																												
事前調査結果等の記録と保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 8																																																																												
事前調査結果の現場への備え付けと掲示	元請業者又は自主施工者	石綿則第 3 条、大防法第 18 条の 15 の 5、大防法施行規則第 16 条の 9、10																																																																												
作業計画（レベル 3 建材を含む全ての含有建材対象）	元請業者又は自主施工者	石綿則第 4 条、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4 の 1																																																																												
特定粉じん排出等作業の実施の届出等	発注者又は自主施工者	大防法第 18 条の 17																																																																												
建設工事計画届、建築物解体等作業届	元請業者	安衛法第 88 条、石綿則第 5 条、																																																																												
一定規模以上の工事における事前調査結果の報告	元請業者又は自主施工者	石綿則第 4 条の 2、大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 11																																																																												
レベル 1 建材、レベル 2 建材の除去（負圧隔離養生）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 6 条、大防法第 18 条の 19、大防法施行規則第 16 条の 13～15																																																																												
レベル 3 建材の除去（作業基準）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 6 条の 2、3、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4（別表第 7 含む）																																																																												
石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第 35 条の 2、大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4																																																																												
除去の完了の確認、発注者への報告、記録の保存	元請業者又は自主施工者	大防法第 18 条の 14、23、大防法施行規則第 16 条の 4、16、17																																																																												

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-29 7 行目	1.5.2 事前調査の必要がない作業		((ア)の前に追記) <u>なお、石綿が含まれている工作物であっても、除去等を行う材料がボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業であって、工作物をそのまま廃棄物として処理する場合は、解体又は改修の作業に該当せず、石綿則や大防法に基づく事前調査は不要である。</u> <u>しかし、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法を遵守する必要がある、廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するか否かにより適正な処理方法が異なる。</u> <u>このため、上述のように石綿則等に基づく事前調査が不要な場合であっても、工作物を適正な方法で処理するため、廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するかを確認する必要がある。</u>
1-34 21 行目	(2) 調査者に必要な知識	調査者の誠実で確実な調査が、今後の石綿禍の再発防止と、 <u>将来のばく露および石綿関連疾病患者の減少につながる</u> のである。	調査者の誠実で確実な調査が、今後の石綿禍の再発防止と、 <u>石綿ばく露未然防止および将来の石綿関連疾病患者の減少につながる</u> のである。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-34 23 行目			(第 2 講座の前に追記) <u>1.5.6. 工作物の事前調査等の流れ</u> <u>解体等工事における事前調査等は、①原則、全ての建材・資材について、②設計図書等による確認（書面調査）、③現地での目視による確認（目視調査）、④石綿含有の有無が不明の場合には分析による調査（分析調査）、を行なうとされている。ただし、石綿が使用されているものとみなし、法令に基づく措置を講じられるときは分析調査の実施は必要ない。</u> <u>ここでいう「目視調査」とは、解体等工事に係る工作物について、現地で、設計図書等との相違がないかを確認する（整合性の確認）とともに、対象となる工作物の資材に貼付されている製品名や製品番号等（銘板等）を網羅的に確認し、資材の石綿含有の有無を特定することをいう。また、この目視調査の際に、必要に応じて、分析調査のための試料採取を行うこととなるが、この試料採取も目視調査の主要な業務の一つである。</u> <u>その調査の流れの一例を図 1.10 に示す。また、詳細は第 2 講座以降で詳しく解説する。</u>

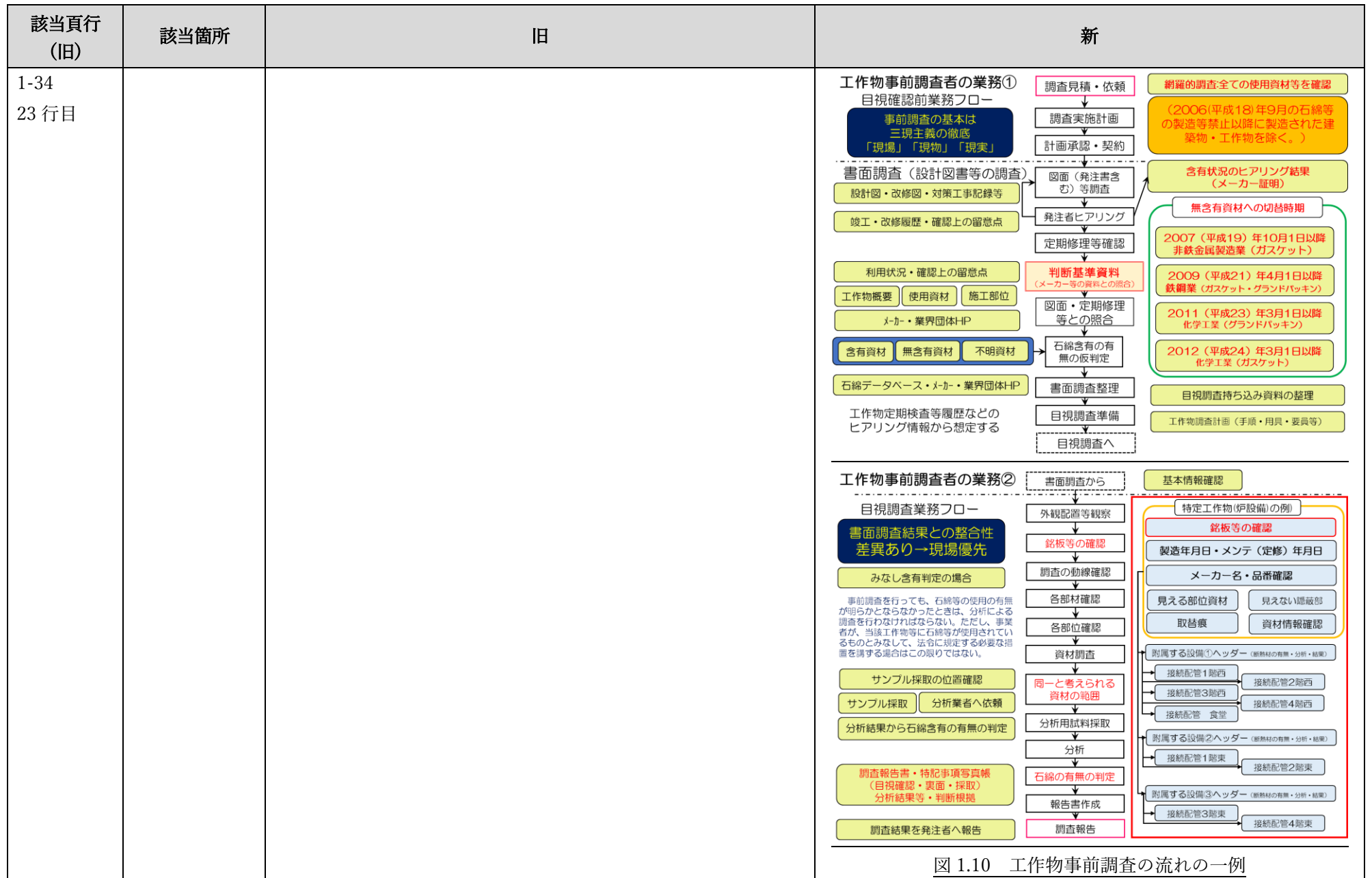
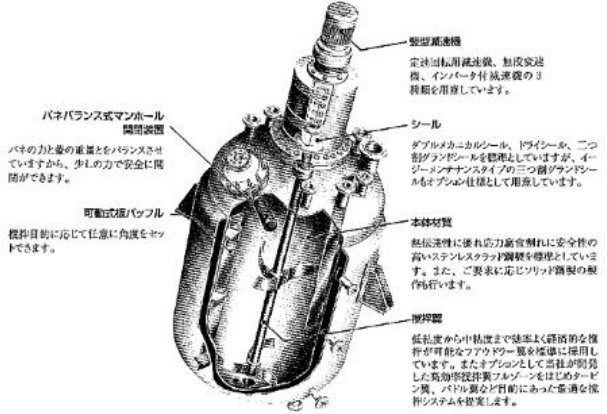


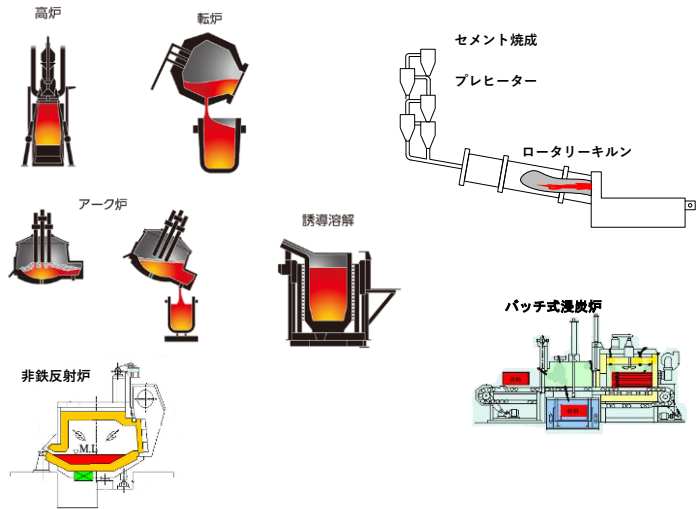
図 1.10 工作物事前調査の流れの一例

第2講座

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 6行目	第2講座 石綿 使用に係る工 作物図面調査	<u>関連して、石綿が多く使われている建築・建材についても工作物の調査において必須の知識なので、それらの基礎知識と書面調査の方法についても解説する。</u>	なお、工作物における石綿の使用用途や使用箇所を把握するにあたっては、建築物における防火規制の考え方も有効な手がかりとなる。「建築物石綿含有建材調査者講習標準テキスト」等を参考にすること。 <u>工作物には、工場製造されたものと、現地で施工（建造）されたものがあり、工作物の事前調査では、これらの違いにより石綿の使用の有無に係る情報の入手先が異なる。</u> <u>ボイラーのようにメーカーの工場内で製造され、ユーザーとなる事業場に搬入され設置されるものは、メーカーから石綿使用の有無に関する情報を入手することができる。ただしメーカーからユーザーに引き渡される図面や文書には、石綿使用の有無が記載されていないことがほとんどである。</u> <u>このため、工作物の型式、生産年月等を特定して、事前調査者がメーカーに問い合わせ確認することが必要になる。このように、工場で製造された工作物は、部材選定・断熱材使用等は管理されており、多くの場合石綿使用の有無も製造記録に基づいて確認が可能である。</u> <u>ただし、例えばボイラーに附設される配管については、その施工者は多くの場合ボイラーメーカーではなく、ボイラーの据え付け業者であるため、石綿に関する情報はボイラーメーカーではなく、ボイラーの据え付け業者に求めることになる。以上のように、複数業者が関与した設備では、各部分ごとに情報源を切り分ける視点が重要である。</u> <u>また、現地で施工（建造）されるごみ焼却炉や発電所のような大規模な工作物等については、建築物と同様に、元請建設会社な</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
			<u>どから施設所有者・管理者に引き渡された設計図書等から多くの石綿に関する情報を得ることができる。例えば、施工計画や設計段階で資材選定が行われ、竣工図や仕上表に石綿使用の有無が記載されていることがある。</u>
2-1 11 行目		2.1 <u>工作物の設置に関する関係法令及びマニュアル</u>	2.1 <u>石綿を使用した目的と関係法令</u>
2-1 13 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般	石綿含有建材・資材の使用目的に関する知識は、石綿含有資材の見落とし防止、石綿含有資材の使用部位や同一資材の範囲の判断の際に重要である。 ここでは、設計図書から石綿含有資材の記載箇所を効率的に見つけるための<u>石綿含有資材の二つの</u>使用目的を、基礎知識として解説する。	石綿含有建材・資材の使用目的に関する知識は、石綿含有資材の見落とし防止、石綿含有資材の使用部位や同一資材の範囲の判断の際に重要である。 ここでは、設計図書等から<u>工作物の</u>石綿含有資材の記載箇所を効率的に見つけるため、<u>性能に応じた</u>使用目的を、<u>石綿の</u>基礎知識として解説する。

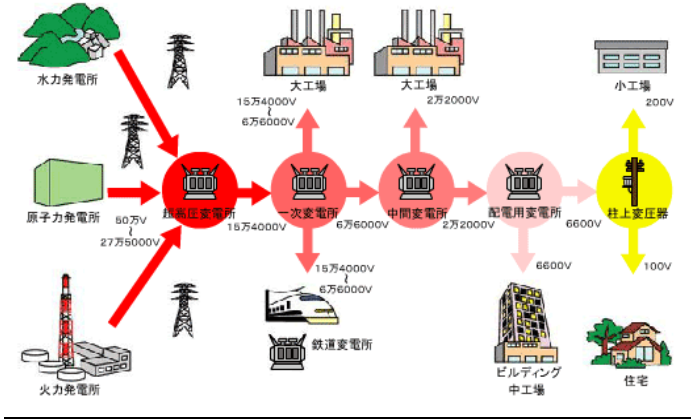
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		まず、特定工作物の概要を以下に示す。 ① 反応槽 反応槽とは、化学物質の製造過程において、化学反応を行わせる装置のうち、攪拌槽、固定槽、流動槽等の中で反応を起こさせる形式の反応器。  画像出典：一般社団法人日本産業機械工業会ウェブサイト (https://www.jsim.or.jp/p-chemical/) 図 2.1 混合・反応機

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		② 加熱炉 <u>工業炉のことであり、日本標準商品分類の工業炉（435）に属するもの。工業炉とは鉄や銅、アルミニウムに熱を加えて加工するための設備。</u> <u>加熱炉は、耐火物で覆われた加熱室を有するもの全般を指し、燃焼炉、抵抗炉、誘導溶解炉、アーク炉等がある。</u> 日本標準商品分類 4 3 5 「工業炉」より 主な炉種のイメージ  画像出典：一般社団法人日本工業炉協会 <u>図 2.2 主な炉種のイメージ</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		③ ボイラー・圧力容器 <u>特定工作物に該当するボイラー・圧力容器は、安衛法施行令第 1 条第 3 号で規定するボイラー、同条第 4 号で規定する小型ボイラー、同条第 5 号で規定する第一種圧力容器、同条第 6 号で規定する小型圧力容器、同条第 7 号で規定する第二種圧力容器並びに同施行令第 13 条第 3 項第 25 号で規定する簡易ボイラー及び同条第 26 号・第 27 号で規定する容器に該当するものであり、この中には 電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の適用のあるものも含まれる。</u> <u>このうち一般的な製造業、ビル、病院等に広く設置されているものは、安衛法の適用のあるボイラー・圧力容器である。</u> <u>一般に「ボイラー」と呼ばれるが内部の圧力が大気圧を超えないものは、破裂等による危険性が低いことから安衛法のボイラーとしての適用を受けていない。これらには無圧式温水機、真空式温水器、無圧式ボイラーなどと呼ばれるものがあり、特定工作物には該当しない。(巻末資料 1 労働安全衛生法におけるボイラーの適用区分(圧力、伝熱面積等による区分) 参照)</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		 図 2.3 ボイラー  図 2.4 圧力容器（貯湯槽） 画像出典：一般社団法人日本ボイラ協会

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		④ 焼却設備 廃棄物焼却設備の場合、設備全体が適用範囲となるが、付随する煙突は「⑪煙突」と整理される。なお、焼却設備が設置された建物については建築物に該当する。 画像出典：「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル」 平成 18 年 3 月 廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止 対策検討委員会 図 2.5 焼却設備：流動床方式

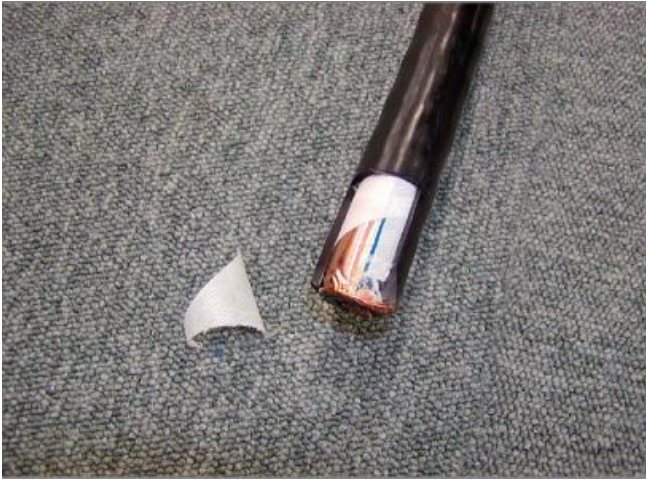
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑤発電設備 ⑥配電設備 ⑦変電設備 ⑧送電設備：電気設備の 共通事項について 電気設備には、図 2.6 に示す電気事業者側の発電設備、配電設 備、変電設備、送電設備の他、需要家（電気を使用する側）の設 備である、非常用発電機、キュービクル、分電盤等も含まれる。  画像出典：電気事業連合会 図 2.6 電気事業者側の発電設備・配電設備・変電設備の全体像 特定工作物に該当するのは、電気事業法第 38 条第 2 項で規定 する事業用電気工作物（電気事業の用に供する電気工作物と自家 用電気工作物）であり、電気事業法第 38 条第 1 項で規定する一 般用電気工作物は該当しない。図 2.7 に電気事業法における電気 工作物の区分を示す。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		電気工作物 事業用電気工作物 一般用電気工作物以外の電気工作物 電気事業の用に供する電気工作物 - 電力会社の発電所、変電所、送電線、配電線等 - 一 送電事業 - 二 送電事業 - 三 送電事業 - 四 特定送電事業 - 五 発電事業 自家用電気工作物 ○電気事業の用に供する電気工作物以外の電気工作物 高圧以上で受電する工場、ビル等の発電所、変電所、需要設備等 小規模事業用電気工作物 出力10～50kWの太陽電池発電設備 出力20kW未満の風力発電設備 ○中小規模発電事業の用に供する電気工作物 発電事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が 主務省令で定める要件（200万kW超、沖積10万kW超）に該当しないもの 一般用電気工作物 ※）例外あり ○600V以下で受電した電気を使用する電気工作物※ 一般家庭、商店、コンビニ、小規模事務所等の分電盤、屋内配線等 ○低出力の小規模発電設備（従来の小出力発電設備の一部） 出力10kW未満の太陽電池発電設備、出力20kW未満の小水力発電設備等 送電 発電所 50万V級 27万V級 変電所 蓄電所 6万V級 配電用変電所 6000V級 柱上変圧器 100V/200V 配電 自家発電 大工場 特別高圧 自家発電 工場・ビルディング 高圧 小規模事業用電気工作物 10～50kWの太陽電池発電 20kW未満の風力発電 上記以外的小規模発電設備 一般用電気工作物 住宅、商店、小工場 低圧 100V/200V 画像出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi_hoan.html

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
			図 2.7 電気事業法における電気工作物の区分
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） 発電設備とは、電力を作り出す設備をいう。電気事業の用に供する電気工作物である発電所の他、自家用電気工作物に該当する発電所や発電機も含まれる。  画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会） 図 2.8 発電所

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑥ 配電設備 <u>配電設備とは発電所、変電所若しくは送電設備と電気を使用する設備との間、又は電気を使用する設備相互間において電気を送るための設備をいう。電気事業の用に供する電気工作物である配電設備の他、自家用電気工作物に該当する配電設備も含まれる。</u>  <u>画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）</u> <u>図 2.9 配電設備</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑦ 変電設備 <u>変電設備とは電圧を変成する設備をいう。電気事業の用に供する電気工作物である変電所その他、自家用電気工作物に該当する変電設備も含まれる。</u>  <u>画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）</u> <u>図 2.10 変電所</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） <u>送電設備とは高電圧の電気を発電所と変電所、あるいは変電所同士の間を結んで送るための設備をいう。電気事業の用に供する電気工作物である送電設備の他、自家用電気工作物に該当する送電設備も含まれる。</u>  <u>画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）</u> <u>図 2.11 地中送電高圧用の電線</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） 配管とは、気体、液体、粉体、粒体物質の輸送に用いる筒や管類（ダクト、パイプ、チューブ）の敷設をいい、それに接続する機器、装置を含めて配管設備という。 特定工作物には、炉設備等と連結して使用される高圧配管、プラント配管、下水管、農業用パイプラインが含まれる。  画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会） 図 2.12 プラント配管

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） 貯蔵設備とは、液体や気体、固形物を貯蔵する容器をいう。 消防法第 2 条で規定する危険物、高压ガス保安法第 2 条で規定する高压ガス又は高压ガス保安法第 3 条で規定する高压ガス保安法の適用外となっている高压ガスを貯蔵するものが含まれる。 また、設備全体が適用範囲となり、貯蔵設備が設置された建物については、建築物に該当する。 画像出典：経済産業省ウェブサイト 高压ガス保安法逐条解説— その解釈と運用— (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20220328chikujo2_ippansoke.pdf) 図 2.13 球形タンク

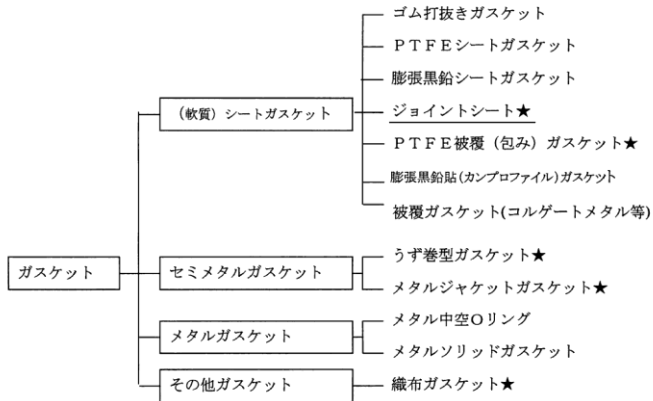
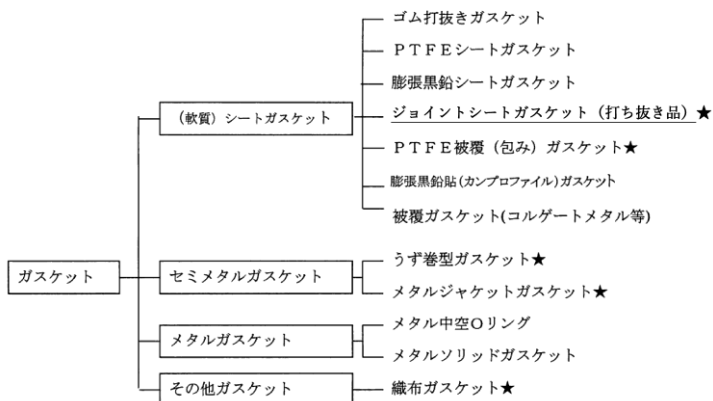
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		 <u>画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票 を使用するに当たって～（平成18年10月厚生労働省石綿に関 する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）</u> <u>図 2.14 円筒形タンク</u>

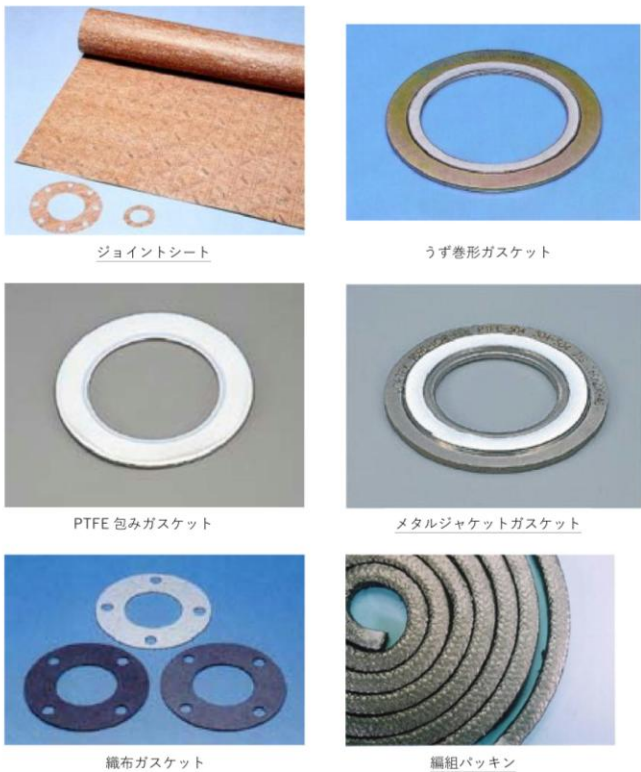
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） <u>煙突とは、燃焼器具等に接続して設けられ、燃焼ガスが燃焼器具から直接屋外へ排出できるものをいう。</u> <u>地面から独立して設置されている場合は、建築物ではなく特定工作物として建築物一体設備等に該当する。</u>  <u>画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）</u> 図 2.15 プラントの煙突

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑫ トンネルの天井板 トンネルとは、一般に「2 地点間の交通と物資の輸送あるいは貯留などを目的とし、建設される地下の空間」で断面の高さあるいは幅に比べて軸方向に細長い地下空間をいう。広い意味には、立坑、斜坑、地下発電所などの人工空間も含むとされている。 天井板のみが特定工作物に該当する。 ⑬ プラットホームの上家 上家（うわや）とは、柱に屋根をかけただけの建物のことを指す。鉄道駅のプラットホームの上家は、特定工作物として扱われる。  画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会） 図 2.16 プラットホームの上家

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-1 17 行目	2.1.1 建築物・ 工作物一般		⑭ <u>遮音壁</u> <u>騒音を発生する施設から周辺の土地を守るために設置される壁である。</u> <u>遮音壁は道路、鉄道、工場等の、騒音源自体を抑制・制限できない場面で使用される。</u> ⑮ <u>軽量盛土保護パネル</u> <u>軽量盛土を保護するパネル。軽量盛土とは、軟弱地盤、地滑り地帯、急傾斜地等従来の土を使った盛土施工が困難な場合に、軽量な素材を使って地山や周辺に影響を与えないようにする盛土の施工方法であり、軽量な素材として発泡スチロール、気泡混合軽量土（エアモルタル等）、ウレタン等が使われている。また、保護パネルには押出成形セメント板等が使用されている。</u> ⑯ <u>鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板</u> ⑰ <u>観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</u> <u>「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 2 項第 1 号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。</u>

[illegible]

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-34 11 行目		③ キャスタブル耐火物	(2) キャスタブル耐火物
2-34 23 行目		(2) シール材 (ガスケット・パッキン)	(3) シール材 (ガスケット・パッキン)
2-35	図 2.31 ガスケットの分類	 ★：過去に国内メーカーが石棉製品を供給していたガスケット種別 図 2.31 ガスケットの分類	 ★：過去に国内メーカーが石棉製品を供給していたガスケット種別 図 2.23 ガスケットの分類
2-38 3 行目		またフッ素樹脂系のものは変形（クリープ）しやすく、膨張黒鉛系のものは高温での使用で酸化により成分が消失したり劣化する。	またフッ素樹脂系のものは変形（クリープ）しやすく、膨張黒鉛系のものは高温での使用で酸化により成分が消失又は劣化する。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-39	図 2.33 各種ガスケット・パッキン	 ジョイントシート うず巻形ガスケット PTFE 包みガスケット メタルジャケットガスケット 織布ガスケット 編組パッキン 図 2.33 各種ガスケット・パッキン	 ジョイントシートガスケット (打ち抜き品) うず巻形ガスケット PTFE 包みガスケット うず巻形ガスケット 織布ガスケット グラントパッキン (編組パッキン) 図 2.25 各種ガスケット・パッキン
2-39 7 行目～ 2-42 4 行目	2.3.1 それぞれの石綿含有資材の特徴	「(1) 石綿含有吹付け材 (レベル 1)」の記述	(削除)
2-42 6 行目		<u>(2) 石綿含有耐火被覆材・保温材・断熱材 (レベル 2)</u> 1) 石綿含有耐火被覆板	<u>(1) 石綿含有耐火被覆材・保温材・断熱材 (レベル 2)</u> 1) 石綿含有耐火被覆板

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
		石綿含有耐火被覆板には、石綿耐火被覆板と、けい酸カルシウム板第2種の2種類がある。鉄骨造の耐火被覆用として使用されたほか、防火区画貫通部分の隙間処理に使用された。	石綿含有耐火被覆板には、石綿耐火被覆板と、けい酸カルシウム板第2種の2種類がある。 <u>主に</u> 鉄骨造の耐火被覆用として使用されたほか、防火区画貫通部分の隙間処理に使用された。
2-43 1行目～ 2-45 22行目		「① 石綿耐火被覆板」から 「4) レベル2の製品名」の前までの記述	(削除)
2-45 26行目	4) レベル2の 製品名	表 2.15 に「 <u>建材データベース</u> 」に掲載されているレベル2の製品名を示す。	表 2.4 に国土交通省と経済産業省の「石綿（アスベスト）含有 <u>建材データベース</u> 」（以下「石綿含有建材データベース」という）に掲載されているレベル2の製品名を示す。
2-51 12行目		・ 湿度による変化が少ないことから、浴室の壁・天井、台所の壁などにも使用されている。4 mm 程度の厚さまでは釘打ちができるといわれる。	・ 湿度による変化が少ないことから、 <u>建築物の</u> 浴室の壁・天井、台所の壁などにも使用されている。4 mm 程度の厚さまでは釘打ちができるといわれる。
2-53 26行目	⑦ 石綿含有パ ルプセメント 板	・セメント、パルプ、パーライトなどの無機質混合剤を主原料とし、 <u>肖像</u> （肖像：紙原料を <u>空いて</u> 紙にするような製法）などにより板状に形成された材料である。	・セメント、パルプ、パーライトなどの無機質混合剤を主原料とし、 <u>抄造</u> （抄造：紙原料を <u>漉いて</u> 紙にするような製法）などにより板状に形成された材料である。
2-55 11行目～ 2-68 3行目		「⑨石綿含有ロックウール吸音天井板」から 「⑲石綿含有押出成形セメント板」の前までの記述	(削除)
2-77 12行目～		「(4) 石綿含有建築用仕上塗材」の記述	(削除)

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-80 4 行目	2.4 書面調査	設計図書等は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも工作物の現状を現したものととは限らないことから、書面調査の結果を以て調査を終了せず、<u>現地調査</u>を行わなければならない（2006（平成 18）年 9 月 1 日以降に着工した工作物等を除く）。	設計図書等は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも工作物の現状を現したものととは限らないことから、書面調査の結果を以て調査を終了せず、<u>目視調査</u>を行わなければならない（2006（平成 18）年 9 月 1 日以降に着工した工作物等を除く※）。 ※工作物で多用されるガasket・パッキンの一部は 2012（平成 24）年 3 月 1 日までの猶予措置があり、その期間まで石綿使用の可能性がある（表 2.3 又は 2.12 参照）。
2-80	図 2.72 書面調査の流れ	図 2.72 書面調査の流れ	(図の差し替え) 工作物事前調査者の業務① 目視確認前業務フロー 事前調査の基本は三現主義の徹底「現場」「現物」「現実」 調査見積・依頼 調査実施計画 計画承認・契約 網羅的調査全ての使用資材等を確認 (2006(平成18)年9月の石綿等の製造等禁止以降に製造された建築物・工作物を除く。) 書面調査(設計図書等の調査) 設計図・改修図・対策工事記録等 竣工・改修履歴・確認上の留意点 図面(発注書含む)等調査 発注者ヒアリング 定期修理等確認 利用状況・確認上の留意点 工作物概要 使用資材 施工部位 メーカー・業界団体HP 含有資材 無含有資材 不明資材 石綿データベース・メーカー・業界団体HP 工作物定期検査等履歴などのヒアリング情報から想定する 判断基準資料 (メーカー等の資料との照合) 図面・定期修理等との照合 石綿含有の有無の仮判定 書面調査整理 目視調査準備 目視調査へ 含有状況のヒアリング結果 (メーカー証明) 無含有資材への切替時期 2007(平成19)年10月1日以降 非鉄金属製造業(ガasket) 2009(平成21)年4月1日以降 鉄鋼業(ガasket・グラウンドパッキン) 2011(平成23)年3月1日以降 化学工業(グラウンドパッキン) 2012(平成24)年3月1日以降 化学工業(ガasket) 目視調査持ち込み資料の整理 工作物調査計画(手順・用具・要員等) 図 2.42 書面調査の流れの一例
2-81 32 行目	(2) 設計図書等の提供依頼	残っていることが少なく、内容も詳細事項が多く、理解するには専門知識が必要である。	残っていることが少なく、内容も詳細事項が多く、理解するには専門知識が必要である。 <u>例としてはエレベーター・エスカレーター・建具・カーテンウォールなどが考えられる。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																												
2-82	表 2.22 建築 図面リストと 記載内容例	表 2.22 建築図面リストと記載内容例 <table><tr><th>建築図</th><th>図面の内容</th><th>書面調査での確認事項</th></tr><tr><td>案内図・ 配置図</td><td>敷地内の建物の位置関係を示す図面であり、方位、道路の幅員と敷地の外形、延焼ライン、敷地の高さなどが記入される</td><td>建物の場所、配置、工作物の設置状況等を確認</td></tr><tr><td>特記仕様書</td><td>当建築物に使用する材料の規格など、図面に表現できない事項を工種ごとに文字や表で記載</td><td>建物の用途や階層を確認</td></tr><tr><td>建築平面図</td><td>平面図とは間取りを描いた図面のことであり、縮尺は 1/100～1/200 が多い</td><td>工作物、機器等の設置場所、設置状況の概略を確認</td></tr><tr><td>建具表</td><td>建物に使用している建具の仕様や金物、ガラスの種類などを建具の種類ごとにまとめ、記載する</td><td></td></tr><tr><td>立面図</td><td>立面図は建物を横から見た正面、側面、背面などをいう。東西南北の 4 面からなる外觀図</td><td></td></tr><tr><td>断面図</td><td>断面図には床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限などが記載される</td><td></td></tr><tr><td>階段・ELV 詳細 図</td><td>階段室の詳細図（平面図・断面図等）を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載</td><td></td></tr><tr><td>各階詳細図・展 開図</td><td>各階の部分的な箇所の詳細図や展開図を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載</td><td></td></tr><tr><td>構造図</td><td>建物を支える骨組みを構造といい、構造を描いた図面を構造図と呼ぶ。</td><td></td></tr></table>	建築図	図面の内容	書面調査での確認事項	案内図・ 配置図	敷地内の建物の位置関係を示す図面であり、方位、道路の幅員と敷地の外形、延焼ライン、敷地の高さなどが記入される	建物の場所、配置、工作物の設置状況等を確認	特記仕様書	当建築物に使用する材料の規格など、図面に表現できない事項を工種ごとに文字や表で記載	建物の用途や階層を確認	建築平面図	平面図とは間取りを描いた図面のことであり、縮尺は 1/100～1/200 が多い	工作物、機器等の設置場所、設置状況の概略を確認	建具表	建物に使用している建具の仕様や金物、ガラスの種類などを建具の種類ごとにまとめ、記載する		立面図	立面図は建物を横から見た正面、側面、背面などをいう。東西南北の 4 面からなる外觀図		断面図	断面図には床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限などが記載される		階段・ELV 詳細 図	階段室の詳細図（平面図・断面図等）を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載		各階詳細図・展 開図	各階の部分的な箇所の詳細図や展開図を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載		構造図	建物を支える骨組みを構造といい、構造を描いた図面を構造図と呼ぶ。		表 2.9 建築図面リストと記載内容例 <table><tr><th>建築図</th><th>図面の内容</th><th>書面調査での確認事項</th></tr><tr><td>案内図・ 配置図</td><td>敷地内の建物の位置関係を示す図面であり、方位、道路の幅員と敷地の外形、延焼ライン、敷地の高さなどが記入される</td><td>建物の場所、配置、工作物の設置状況等を確認</td></tr><tr><td>特記仕様書</td><td>当建築物に使用する材料の規格など、図面に表現できない事項を工種ごとに文字や表で記載</td><td>建物の用途や階層を確認</td></tr><tr><td>建築平面図</td><td>平面図とは間取りを描いた図面のことであり、縮尺は 1/100～1/200 が多い</td><td>工作物、機器等の設置場所、設置状況の概略を確認</td></tr><tr><td>建具表</td><td>建物に使用している建具の仕様や金物、ガラスの種類などを建具の種類ごとにまとめ、記載する</td><td>二</td></tr><tr><td>立面図</td><td>立面図は建物を横から見た正面、側面、背面などをいう。東西南北の 4 面からなる外觀図</td><td>二</td></tr><tr><td>断面図</td><td>断面図には床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限などが記載される</td><td>二</td></tr><tr><td>階段・ELV 詳細 図</td><td>階段室の詳細図（平面図・断面図等）を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載</td><td>二</td></tr><tr><td>各階詳細図・展 開図</td><td>各階の部分的な箇所の詳細図や展開図を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載</td><td>二</td></tr><tr><td>構造図</td><td>建物を支える骨組みを構造といい、構造を描いた図面を構造図と呼ぶ。</td><td>二</td></tr></table>	建築図	図面の内容	書面調査での確認事項	案内図・ 配置図	敷地内の建物の位置関係を示す図面であり、方位、道路の幅員と敷地の外形、延焼ライン、敷地の高さなどが記入される	建物の場所、配置、工作物の設置状況等を確認	特記仕様書	当建築物に使用する材料の規格など、図面に表現できない事項を工種ごとに文字や表で記載	建物の用途や階層を確認	建築平面図	平面図とは間取りを描いた図面のことであり、縮尺は 1/100～1/200 が多い	工作物、機器等の設置場所、設置状況の概略を確認	建具表	建物に使用している建具の仕様や金物、ガラスの種類などを建具の種類ごとにまとめ、記載する	二	立面図	立面図は建物を横から見た正面、側面、背面などをいう。東西南北の 4 面からなる外觀図	二	断面図	断面図には床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限などが記載される	二	階段・ELV 詳細 図	階段室の詳細図（平面図・断面図等）を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載	二	各階詳細図・展 開図	各階の部分的な箇所の詳細図や展開図を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載	二	構造図	建物を支える骨組みを構造といい、構造を描いた図面を構造図と呼ぶ。	二
建築図	図面の内容	書面調査での確認事項																																																													
案内図・ 配置図	敷地内の建物の位置関係を示す図面であり、方位、道路の幅員と敷地の外形、延焼ライン、敷地の高さなどが記入される	建物の場所、配置、工作物の設置状況等を確認																																																													
特記仕様書	当建築物に使用する材料の規格など、図面に表現できない事項を工種ごとに文字や表で記載	建物の用途や階層を確認																																																													
建築平面図	平面図とは間取りを描いた図面のことであり、縮尺は 1/100～1/200 が多い	工作物、機器等の設置場所、設置状況の概略を確認																																																													
建具表	建物に使用している建具の仕様や金物、ガラスの種類などを建具の種類ごとにまとめ、記載する																																																														
立面図	立面図は建物を横から見た正面、側面、背面などをいう。東西南北の 4 面からなる外觀図																																																														
断面図	断面図には床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限などが記載される																																																														
階段・ELV 詳細 図	階段室の詳細図（平面図・断面図等）を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載																																																														
各階詳細図・展 開図	各階の部分的な箇所の詳細図や展開図を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載																																																														
構造図	建物を支える骨組みを構造といい、構造を描いた図面を構造図と呼ぶ。																																																														
建築図	図面の内容	書面調査での確認事項																																																													
案内図・ 配置図	敷地内の建物の位置関係を示す図面であり、方位、道路の幅員と敷地の外形、延焼ライン、敷地の高さなどが記入される	建物の場所、配置、工作物の設置状況等を確認																																																													
特記仕様書	当建築物に使用する材料の規格など、図面に表現できない事項を工種ごとに文字や表で記載	建物の用途や階層を確認																																																													
建築平面図	平面図とは間取りを描いた図面のことであり、縮尺は 1/100～1/200 が多い	工作物、機器等の設置場所、設置状況の概略を確認																																																													
建具表	建物に使用している建具の仕様や金物、ガラスの種類などを建具の種類ごとにまとめ、記載する	二																																																													
立面図	立面図は建物を横から見た正面、側面、背面などをいう。東西南北の 4 面からなる外觀図	二																																																													
断面図	断面図には床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限などが記載される	二																																																													
階段・ELV 詳細 図	階段室の詳細図（平面図・断面図等）を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載	二																																																													
各階詳細図・展 開図	各階の部分的な箇所の詳細図や展開図を縮尺 1/30 程度で書き、建材名や寸法、納まりを記載	二																																																													
構造図	建物を支える骨組みを構造といい、構造を描いた図面を構造図と呼ぶ。	二																																																													

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																																
2-83	表 2.23 設備図面リストと記載内容例	<table><tr><th colspan="3">表 2.23 設備図面リストと記載内容例</th></tr><tr><th>設備図</th><th>図面の内容</th><th>書面調査での確認事項</th></tr><tr><td>特記仕様書</td><td>工事概要、工事仕様、工事区分、機器概略仕様といった共通事項が記載されたもの</td><td>工事場所、建物概要、工作物設置概要を確認</td></tr><tr><td>単線結線図</td><td>変電設備や配電設備等の保護系統を図面化したもの</td><td>変圧器、遮断器、開閉器等の使用機器の確認</td></tr><tr><td>系統図</td><td>配管やケーブル等の系統を図面化したもの</td><td>配管・配線ルートの概要を確認</td></tr><tr><td>平面図</td><td>設備の設置場所、位置、配管・配線の敷設状況等を記載記載</td><td>工作物設置位置、配管・配線の敷設状況、防火区画貫通箇所を確認</td></tr><tr><td>機器姿図</td><td>設備、機器の概略仕様及び外形を記載</td><td>製造者、製造時期、型番等の確認</td></tr><tr><td>納入仕様書</td><td>機器の詳細仕様、外形、内部構成を記載</td><td>製造者、製造年、型番、品番、内部構成品の詳細を確認</td></tr></table>	表 2.23 設備図面リストと記載内容例			設備図	図面の内容	書面調査での確認事項	特記仕様書	工事概要、工事仕様、工事区分、機器概略仕様といった共通事項が記載されたもの	工事場所、建物概要、工作物設置概要を確認	単線結線図	変電設備や配電設備等の保護系統を図面化したもの	変圧器、遮断器、開閉器等の使用機器の確認	系統図	配管やケーブル等の系統を図面化したもの	配管・配線ルートの概要を確認	平面図	設備の設置場所、位置、配管・配線の敷設状況等を記載記載	工作物設置位置、配管・配線の敷設状況、防火区画貫通箇所を確認	機器姿図	設備、機器の概略仕様及び外形を記載	製造者、製造時期、型番等の確認	納入仕様書	機器の詳細仕様、外形、内部構成を記載	製造者、製造年、型番、品番、内部構成品の詳細を確認	<table><tr><th colspan="3">表 2.10 建築図面リストと記載内容例</th></tr><tr><th>設備図</th><th>図面の内容</th><th>書面調査での確認事項</th></tr><tr><td>特記仕様書</td><td>工事概要、工事仕様、工事区分、機器概略仕様といった共通事項が記載されたもの</td><td>工事場所、建物概要、工作物設置概要を確認</td></tr><tr><td>単線結線図</td><td>変電設備や配電設備等の保護系統を図面化したもの</td><td>変圧器、遮断器、開閉器等の使用機器の確認</td></tr><tr><td>系統図</td><td>配管やケーブル等の系統を図面化したもの</td><td>配管・配線ルートの概要を確認</td></tr><tr><td>平面図</td><td>設備の設置場所、位置、配管・配線の敷設状況等を記載</td><td>工作物設置位置、配管・配線の敷設状況、防火区画貫通箇所を確認</td></tr><tr><td>機器姿図</td><td>設備、機器の概略仕様及び外形を記載</td><td>製造者、製造時期、型番等の確認</td></tr><tr><td>納入仕様書</td><td>機器の詳細仕様、外形、内部構成を記載</td><td>製造者、製造年、型番、品番、内部構成品の詳細を確認</td></tr></table>	表 2.10 建築図面リストと記載内容例			設備図	図面の内容	書面調査での確認事項	特記仕様書	工事概要、工事仕様、工事区分、機器概略仕様といった共通事項が記載されたもの	工事場所、建物概要、工作物設置概要を確認	単線結線図	変電設備や配電設備等の保護系統を図面化したもの	変圧器、遮断器、開閉器等の使用機器の確認	系統図	配管やケーブル等の系統を図面化したもの	配管・配線ルートの概要を確認	平面図	設備の設置場所、位置、配管・配線の敷設状況等を記載	工作物設置位置、配管・配線の敷設状況、防火区画貫通箇所を確認	機器姿図	設備、機器の概略仕様及び外形を記載	製造者、製造時期、型番等の確認	納入仕様書	機器の詳細仕様、外形、内部構成を記載	製造者、製造年、型番、品番、内部構成品の詳細を確認																
表 2.23 設備図面リストと記載内容例																																																																			
設備図	図面の内容	書面調査での確認事項																																																																	
特記仕様書	工事概要、工事仕様、工事区分、機器概略仕様といった共通事項が記載されたもの	工事場所、建物概要、工作物設置概要を確認																																																																	
単線結線図	変電設備や配電設備等の保護系統を図面化したもの	変圧器、遮断器、開閉器等の使用機器の確認																																																																	
系統図	配管やケーブル等の系統を図面化したもの	配管・配線ルートの概要を確認																																																																	
平面図	設備の設置場所、位置、配管・配線の敷設状況等を記載記載	工作物設置位置、配管・配線の敷設状況、防火区画貫通箇所を確認																																																																	
機器姿図	設備、機器の概略仕様及び外形を記載	製造者、製造時期、型番等の確認																																																																	
納入仕様書	機器の詳細仕様、外形、内部構成を記載	製造者、製造年、型番、品番、内部構成品の詳細を確認																																																																	
表 2.10 建築図面リストと記載内容例																																																																			
設備図	図面の内容	書面調査での確認事項																																																																	
特記仕様書	工事概要、工事仕様、工事区分、機器概略仕様といった共通事項が記載されたもの	工事場所、建物概要、工作物設置概要を確認																																																																	
単線結線図	変電設備や配電設備等の保護系統を図面化したもの	変圧器、遮断器、開閉器等の使用機器の確認																																																																	
系統図	配管やケーブル等の系統を図面化したもの	配管・配線ルートの概要を確認																																																																	
平面図	設備の設置場所、位置、配管・配線の敷設状況等を記載	工作物設置位置、配管・配線の敷設状況、防火区画貫通箇所を確認																																																																	
機器姿図	設備、機器の概略仕様及び外形を記載	製造者、製造時期、型番等の確認																																																																	
納入仕様書	機器の詳細仕様、外形、内部構成を記載	製造者、製造年、型番、品番、内部構成品の詳細を確認																																																																	
2-84	表 2.24 事前調査における関係者の責務等	<table><tr><th colspan="4">表 2.24 事前調査における関係者の責務等</th></tr><tr><th>項目</th><th>主な実施事項</th><th>石綿則</th><th>大防法</th></tr><tr><td>石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮</td><td>発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。 作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。</td><td>第 8 条</td><td></td></tr><tr><td>解体等の作業の条件</td><td>発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげるおそれのある条件をつけないように配慮すること。</td><td>第 9 条</td><td>法第 18 条の 16</td></tr><tr><td>事前調査の費用の負担と協力</td><td>発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。</td><td></td><td>法第 18 条の 15</td></tr><tr><td>事前調査結果と作業計画の説明</td><td>元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。</td><td></td><td>法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 6、7</td></tr><tr><td>作業の実施の届出</td><td>発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。</td><td></td><td>法第 18 条の 17</td></tr><tr><td>作業の報告</td><td>元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。</td><td></td><td>法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 16</td></tr></table>	表 2.24 事前調査における関係者の責務等				項目	主な実施事項	石綿則	大防法	石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮	発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。 作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	第 8 条		解体等の作業の条件	発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげるおそれのある条件をつけないように配慮すること。	第 9 条	法第 18 条の 16	事前調査の費用の負担と協力	発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。		法第 18 条の 15	事前調査結果と作業計画の説明	元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 6、7	作業の実施の届出	発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。		法第 18 条の 17	作業の報告	元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 16	<table><tr><th colspan="4">表 2.11 事前調査における関係者の責務等</th></tr><tr><th>項目</th><th>主な実施事項</th><th>石綿則</th><th>大防法</th></tr><tr><td>石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮</td><td>発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。 作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。</td><td>第 8 条</td><td></td></tr><tr><td>解体等の作業の条件</td><td>発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげるおそれのある条件をつけないように配慮すること。</td><td>第 9 条</td><td>法第 18 条の 16</td></tr><tr><td>事前調査の費用の負担と協力</td><td>発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。</td><td></td><td>法第 18 条の 15</td></tr><tr><td>事前調査結果と作業計画の説明</td><td>元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。</td><td></td><td>法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 6、7</td></tr><tr><td>作業の実施の届出</td><td>発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。 施工者は、建設工事計画書を所管する労働基準監督署に 14 日前までに届け出ること。又は、建築物解体等作業届を所管する労働基準監督署にあらかじめ届け出ること。</td><td>(安衛法第 88 条) 第 5 条</td><td>法第 18 条の 17</td></tr><tr><td>作業の報告</td><td>元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。</td><td></td><td>法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 16</td></tr></table>	表 2.11 事前調査における関係者の責務等				項目	主な実施事項	石綿則	大防法	石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮	発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。 作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	第 8 条		解体等の作業の条件	発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげるおそれのある条件をつけないように配慮すること。	第 9 条	法第 18 条の 16	事前調査の費用の負担と協力	発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。		法第 18 条の 15	事前調査結果と作業計画の説明	元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 6、7	作業の実施の届出	発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。 施工者は、建設工事計画書を所管する労働基準監督署に 14 日前までに届け出ること。又は、建築物解体等作業届を所管する労働基準監督署にあらかじめ届け出ること。	(安衛法第 88 条) 第 5 条	法第 18 条の 17	作業の報告	元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 16
表 2.24 事前調査における関係者の責務等																																																																			
項目	主な実施事項	石綿則	大防法																																																																
石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮	発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。 作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	第 8 条																																																																	
解体等の作業の条件	発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげるおそれのある条件をつけないように配慮すること。	第 9 条	法第 18 条の 16																																																																
事前調査の費用の負担と協力	発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。		法第 18 条の 15																																																																
事前調査結果と作業計画の説明	元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 6、7																																																																
作業の実施の届出	発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。		法第 18 条の 17																																																																
作業の報告	元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 16																																																																
表 2.11 事前調査における関係者の責務等																																																																			
項目	主な実施事項	石綿則	大防法																																																																
石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮	発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。 作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	第 8 条																																																																	
解体等の作業の条件	発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげるおそれのある条件をつけないように配慮すること。	第 9 条	法第 18 条の 16																																																																
事前調査の費用の負担と協力	発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。		法第 18 条の 15																																																																
事前調査結果と作業計画の説明	元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 6、7																																																																
作業の実施の届出	発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。 施工者は、建設工事計画書を所管する労働基準監督署に 14 日前までに届け出ること。又は、建築物解体等作業届を所管する労働基準監督署にあらかじめ届け出ること。	(安衛法第 88 条) 第 5 条	法第 18 条の 17																																																																
作業の報告	元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 16																																																																

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																						
2-84 6 行目	① 工作物等の用途と改修履歴	また、 <u>改修履歴</u> のヒアリングも、資材の更新などの情報を得る上で重要である。	また、 <u>定期点検記録や改修履歴等</u> のヒアリングも、資材の更新などの情報を得る上で重要である。																						
2-85 9 行目	①ガスケット・パッキン	工作物の石綿含有資材を調査する上で、ガスケット・パッキン（以下、「 <u>ガスケット等</u> 」という）は必ず着目すべき資材となる。	工作物の石綿含有資材を調査する上で、ガスケット・パッキン（以下「 <u>ガスケット等</u> 」という）は必ず着目すべき資材となる。																						
2-85 11 行目		ガスケット等については、製造・使用等が禁止になる際に猶予措置があった関係で、石綿非含有と判断できる設置時期が、設備の種類や品目ごとに異なっており、表 2.25 のように整理される。 表 2.25 使用されている資材が石綿を含有していないと判断できる条件 <table><tr><th>設備の種類</th><th>設置時期</th></tr><tr><td>全ての設備</td><td>2006 年 9 月 1 日以降に設置された資材（下記の設備・資材の組み合わせを除く）</td></tr><tr><td>非鉄金属製造業施設の設備</td><td>2007 年 10 月 1 日以降に設置されたガスケット</td></tr><tr><td>鉄鋼業施設の設備</td><td>2009 年 4 月 1 日以降に設置されたガスケット又はグランドパッキン</td></tr><tr><td>化学工業施設の設備</td><td>2011 年 3 月 1 日以降に設置されたグランドパッキン</td></tr><tr><td>化学工業施設の設備</td><td>2012 年 3 月 1 日以降に設置されたガスケット</td></tr></table>	設備の種類	設置時期	全ての設備	2006 年 9 月 1 日以降に設置された資材（下記の設備・資材の組み合わせを除く）	非鉄金属製造業施設の設備	2007 年 10 月 1 日以降に設置されたガスケット	鉄鋼業施設の設備	2009 年 4 月 1 日以降に設置されたガスケット又はグランドパッキン	化学工業施設の設備	2011 年 3 月 1 日以降に設置されたグランドパッキン	化学工業施設の設備	2012 年 3 月 1 日以降に設置されたガスケット	ガスケット等については、製造・使用等が禁止になる際に猶予措置があった関係で、石綿非含有と判断できる設置時期が、設備の種類や品目ごとに異なっている。<u>石綿則、大防法では、下記については石綿が含有しないと判断できるとしている。（石綿則第 3 条第 3 項第 3 号～第 8 号、大防法施行規則第 16 条の 5 参照）</u> （表の差し替え） 表 2.12 使用されている資材が石綿を含有していないと判断できる条件 <table><tr><th>設備</th><th>設置時期</th></tr><tr><td>平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）</td><td>平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの</td></tr><tr><td>平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備</td><td>平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの</td></tr><tr><td>平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備</td><td>平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの</td></tr><tr><td>平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備</td><td>平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの</td></tr></table>	設備	設置時期	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）	平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備	平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備	平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備	平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
設備の種類	設置時期																								
全ての設備	2006 年 9 月 1 日以降に設置された資材（下記の設備・資材の組み合わせを除く）																								
非鉄金属製造業施設の設備	2007 年 10 月 1 日以降に設置されたガスケット																								
鉄鋼業施設の設備	2009 年 4 月 1 日以降に設置されたガスケット又はグランドパッキン																								
化学工業施設の設備	2011 年 3 月 1 日以降に設置されたグランドパッキン																								
化学工業施設の設備	2012 年 3 月 1 日以降に設置されたガスケット																								
設備	設置時期																								
平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）	平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの																								
平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備	平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの																								
平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備	平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの																								
平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備	平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの																								

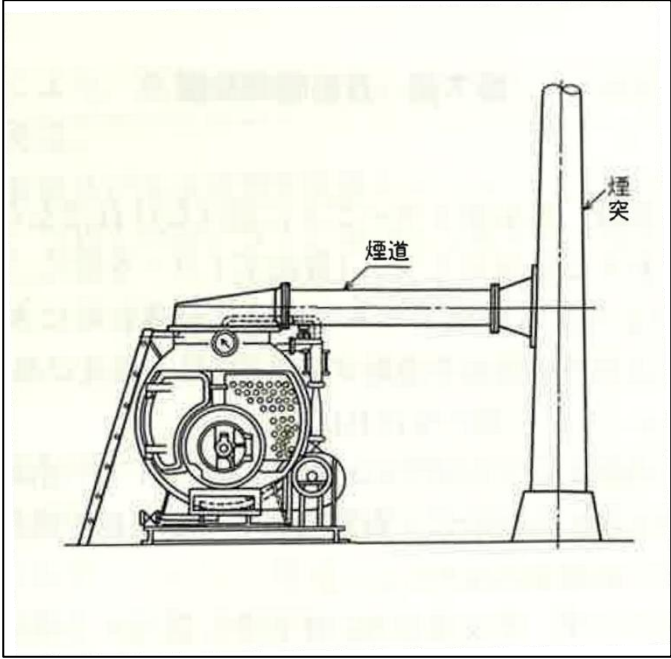
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-86	図 2.73 ケーブル開口部の防火措置の施工前と施工後	 施工後	 施工後
2-87 16 行目			((2) 工作物の種類ごとの状況と書面調査の方法の前に追記) <u>なお、建築物の防火区画を貫通する設備配管、配線等にも同様の措置が行われるが、この場合は、建築物の扱いとなり、工作物石綿事前調査者の資格では調査することはできない。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-88 15 行目	(ウ) ボイラー・圧力容器	(ウ) ボイラー・圧力容器 ボイラーや第一種圧力容器は、使用中に高温・高圧状態となることから、安衛法及び「ボイラー及び圧力容器安全規則」で規制されている。	(ウ) ボイラー・圧力容器 <u>特定工作物に該当する「ボイラー・圧力容器は、安衛法施行令第 1 条第 3 号で規定するボイラー、同条第 4 号で規定する小型ボイラー、同条第 5 号で規定する第一種圧力容器、同条第 6 号で規定する小型圧力容器、同条第 7 号で規定する第二種圧力容器並びに同施行令第 13 条第 3 項第 25 号で規定する簡易ボイラー及び同条第 26 号・第 27 号で規定する容器」に該当するものであり、この中には、電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の適用のあるものも含まれる。</u> <u>このうち一般的な製造業、ビル、病院等に広く設置されているものは、安衛法の適用のあるボイラー・圧力容器である。</u> <u>一般に「ボイラー」と呼ばれるが内部の圧力が大気圧を超えないものは、破裂等による危険性が低いことから安衛法のボイラーとしての適用を受けていない。これらには無圧式温水機、真空式温水器、無圧式ボイラーなどと呼ばれるものがあり、特定工作物には該当しない（巻末資料 1「労働安全衛生法におけるボイラーの適用区分（圧力、伝熱面積等による区分参照）。ボイラーと圧力容器の主な用途は下記のとおりである。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																				
2-88 15 行目	(ウ) ボイラ ー・圧力容器		・ <u>ボイラーの主な用途</u> <table><tr><td><u>暖房</u></td><td><u>建物内の暖房システムに温水や蒸気を供給</u></td></tr><tr><td><u>給湯</u></td><td><u>浴槽やキッチン、シャワーなどへの給湯</u></td></tr><tr><td><u>調理</u></td><td><u>食品の加熱や蒸し器、炊飯器などに蒸気を使用</u></td></tr><tr><td><u>工場での加熱、乾燥工程</u></td><td><u>食品加工、化学プラント、製紙業、合板製造など様々な工場での加熱や乾燥工程に蒸気を使用</u></td></tr><tr><td><u>滅菌</u></td><td><u>病院や食品工場などで、医療器具や食品を滅菌するために蒸気を使用</u></td></tr><tr><td><u>発電</u></td><td><u>蒸気タービンを回して電気を発生</u></td></tr><tr><td><u>化学プラント</u></td><td><u>化学反応を促進するための熱源として蒸気を使用</u></td></tr><tr><td><u>温浴施設</u></td><td><u>温泉施設やプールなどで、温水を供給</u></td></tr><tr><td><u>クリーンルーム</u></td><td><u>清浄空気の加湿と滅菌に蒸気を使用</u></td></tr><tr><td><u>キノコ等の農産物栽培</u></td><td><u>温度管理や 殺菌工程に蒸気や温水を使用</u></td></tr></table> ・ <u>圧力容器の主な用途</u> <u>上記のボイラーに付随して使用されることが多い</u> ボイラーや第一種圧力容器は、使用中に高温・高圧状態となることから、安衛法及び「ボイラー及び圧力容器安全規則」で規制されている。	<u>暖房</u>	<u>建物内の暖房システムに温水や蒸気を供給</u>	<u>給湯</u>	<u>浴槽やキッチン、シャワーなどへの給湯</u>	<u>調理</u>	<u>食品の加熱や蒸し器、炊飯器などに蒸気を使用</u>	<u>工場での加熱、乾燥工程</u>	<u>食品加工、化学プラント、製紙業、合板製造など様々な工場での加熱や乾燥工程に蒸気を使用</u>	<u>滅菌</u>	<u>病院や食品工場などで、医療器具や食品を滅菌するために蒸気を使用</u>	<u>発電</u>	<u>蒸気タービンを回して電気を発生</u>	<u>化学プラント</u>	<u>化学反応を促進するための熱源として蒸気を使用</u>	<u>温浴施設</u>	<u>温泉施設やプールなどで、温水を供給</u>	<u>クリーンルーム</u>	<u>清浄空気の加湿と滅菌に蒸気を使用</u>	<u>キノコ等の農産物栽培</u>	<u>温度管理や 殺菌工程に蒸気や温水を使用</u>
<u>暖房</u>	<u>建物内の暖房システムに温水や蒸気を供給</u>																						
<u>給湯</u>	<u>浴槽やキッチン、シャワーなどへの給湯</u>																						
<u>調理</u>	<u>食品の加熱や蒸し器、炊飯器などに蒸気を使用</u>																						
<u>工場での加熱、乾燥工程</u>	<u>食品加工、化学プラント、製紙業、合板製造など様々な工場での加熱や乾燥工程に蒸気を使用</u>																						
<u>滅菌</u>	<u>病院や食品工場などで、医療器具や食品を滅菌するために蒸気を使用</u>																						
<u>発電</u>	<u>蒸気タービンを回して電気を発生</u>																						
<u>化学プラント</u>	<u>化学反応を促進するための熱源として蒸気を使用</u>																						
<u>温浴施設</u>	<u>温泉施設やプールなどで、温水を供給</u>																						
<u>クリーンルーム</u>	<u>清浄空気の加湿と滅菌に蒸気を使用</u>																						
<u>キノコ等の農産物栽培</u>	<u>温度管理や 殺菌工程に蒸気や温水を使用</u>																						

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新								
2-88	図 2.75 炉筒煙管ボイラーの構造		(図の差し替え)								
2-89	図 2.76 小型多管式貫流ボイラーの構造		<table><tr><th>部材</th><th>資材</th></tr><tr><td>断熱材</td><td>キャストブル (不定形耐火材)</td></tr><tr><td>保温材</td><td>けい酸カルシウム</td></tr><tr><td>ガasket</td><td>ジョイントシート・焼着ガasket等</td></tr></table>	部材	資材	断熱材	キャストブル (不定形耐火材)	保温材	けい酸カルシウム	ガasket	ジョイントシート・焼着ガasket等
部材	資材										
断熱材	キャストブル (不定形耐火材)										
保温材	けい酸カルシウム										
ガasket	ジョイントシート・焼着ガasket等										

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																												
2-90 3 行目		またボイラーには、煙道、煙突なども併設されており、一般に鋼製煙突が採用され、このフランジ部には石綿織布ガスケットが使用されていた可能性がある。	またボイラーには、煙道、煙突なども併設されており、一般に鋼製煙突が採用され、このフランジ部には石綿織布ガスケットが使用されていた可能性がある。 <u>(巻末資料2 ボイラーの具体例、石綿含有資材の使用例 参照)</u>																												
2-90 21 行目	(エ) 焼却設備	d) 吸音材としてタービン室、IDF (中間配電盤) 室、コンプレッサー室、破碎機室など、大きな音が発生したり大型機械がある部屋で、吹付け材などが使われていた。	d) 吸音材としてタービン室、 <u>送風機室</u> 、コンプレッサー室、破碎機室など、大きな音が発生したり大型機械がある部屋で、吹付け材などが使われていた。																												
2-91	表 2.26 ごみ処理施設における石綿含有の可能性がある部位と資材	<table><tr><th colspan="2">表 2.26 ごみ処理施設における石綿含有の可能性がある部位と資材</th></tr><tr><th>部位</th><th>資材</th></tr><tr><td>燃焼室、燃焼室出口煙道、燃焼ガス冷却室</td><td>耐火物 (耐火ボード、ヤーンロープなど)</td></tr><tr><td>燃焼室、燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室の付帯設備</td><td>点検口パッキン、シール材</td></tr><tr><td>配管、弁</td><td>保温材、フランジガスケット</td></tr><tr><td>通風設備ダクト</td><td>フランジガスケット</td></tr><tr><td>壁、柱、はり</td><td>吹付け石綿</td></tr></table>	表 2.26 ごみ処理施設における石綿含有の可能性がある部位と資材		部位	資材	燃焼室、燃焼室出口煙道、燃焼ガス冷却室	耐火物 (耐火ボード、ヤーンロープなど)	燃焼室、燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室の付帯設備	点検口パッキン、シール材	配管、弁	保温材、フランジガスケット	通風設備ダクト	フランジガスケット	壁、柱、はり	吹付け石綿	<table><tr><th colspan="2">表 2.13 ごみ処理施設における石綿含有の可能性がある部位と資材</th></tr><tr><th>部位</th><th>資材</th></tr><tr><td>燃焼室、燃焼室出口煙道、燃焼ガス冷却室</td><td>耐火物 (耐火ボード、ヤーンロープなど)</td></tr><tr><td>燃焼室、燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室の付帯設備</td><td>点検口パッキン、シール材</td></tr><tr><td>配管、弁</td><td>保温材、フランジガスケット</td></tr><tr><td>通風設備ダクト</td><td>フランジガスケット</td></tr><tr><td>※壁、柱、はり</td><td>吹付け石綿</td></tr></table> <u>※建物の壁、柱、はりは建築物に該当</u>	表 2.13 ごみ処理施設における石綿含有の可能性がある部位と資材		部位	資材	燃焼室、燃焼室出口煙道、燃焼ガス冷却室	耐火物 (耐火ボード、ヤーンロープなど)	燃焼室、燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室の付帯設備	点検口パッキン、シール材	配管、弁	保温材、フランジガスケット	通風設備ダクト	フランジガスケット	※壁、柱、はり	吹付け石綿
表 2.26 ごみ処理施設における石綿含有の可能性がある部位と資材																															
部位	資材																														
燃焼室、燃焼室出口煙道、燃焼ガス冷却室	耐火物 (耐火ボード、ヤーンロープなど)																														
燃焼室、燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室の付帯設備	点検口パッキン、シール材																														
配管、弁	保温材、フランジガスケット																														
通風設備ダクト	フランジガスケット																														
壁、柱、はり	吹付け石綿																														
表 2.13 ごみ処理施設における石綿含有の可能性がある部位と資材																															
部位	資材																														
燃焼室、燃焼室出口煙道、燃焼ガス冷却室	耐火物 (耐火ボード、ヤーンロープなど)																														
燃焼室、燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室の付帯設備	点検口パッキン、シール材																														
配管、弁	保温材、フランジガスケット																														
通風設備ダクト	フランジガスケット																														
※壁、柱、はり	吹付け石綿																														
2-93 22 行目	② 電気設備	特に電柱で、かつ「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業に係るもの」であれば、工作物石綿事前調査者による事前調査を行う必要がある。	特に電柱で、かつ「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業に係るもの」であれば、工作物石綿事前調査者 <u>(建築物石綿含有建材調査者でも可能)</u> による事前調査を行う必要がある。																												
2-98 29 行目		その際、現地での目視調査時の立会人 (管理者等) が上記 <u>A)</u> ～ <u>C)</u> のヒアリング対象者と異なる場合は、立会人との日程調整等も行う。	その際、現地での目視調査時の立会人 (管理者等) が上記 <u>a)</u> ～ <u>c)</u> のヒアリング対象者と異なる場合は、立会人との日程調整等も行う。																												

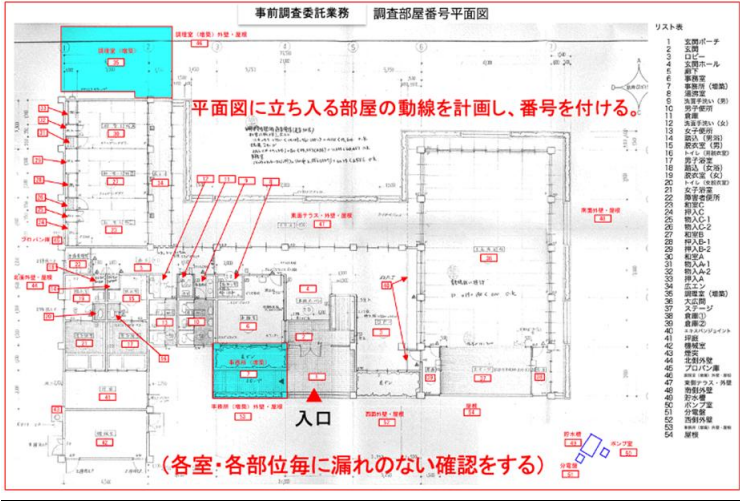
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-99 11 行目	④ 建築物一体 設備等 (ア) 煙突	ボイラーの排ガスは、煙道、煙突を経て屋外に排出される。 図 2.86 のようにボイラーの排ガスが煙道及び独立した煙突を経て大気に排出される場合、煙道に当たる配管は特定工作物に該当する。煙突については、工場の建物の一部として建築物と一体で設置される場合は建築物に、図 2.86 のように地面から独立して設置されている場合は建築物ではなく特定工作物として建築物一体設備等に該当する。  図 2.86 ボイラーと独立して地面から設置された煙突（イメージ）	(削除)

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-100 9 行目	⑤ その他の工 作物	例としては、エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）といったものが挙げられる。	例としては、エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）、 <u>上水道管</u> といったものが挙げられる。
2-100 14 行目	⑤ その他の工 作物		(2.4.4 書面調査と石綿含有資材情報の利用の前に追記) 「その他の工作物」については、「 <u>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業</u> 」に係る事前調査については、 <u>有資格者が行う必要がある。なお、いずれの場合も事前調査結果の労働基準監督署や地方公共団体への報告は不要である。</u>
2-101 19 行目	① 資材の製造 時期や材質に よる判定の留 意点	・2006（平成 18）年 9 月 1 日以降に着工した建築物・工作物は、原則として石綿含有なしと判断できる。また、例えば、ガラス、金属、木材に石綿は含有していないが、これらに石綿が付着していることがあるので注意を要する。	・2006（平成 18）年 9 月 1 日以降に着工した建築物・工作物は、原則として石綿含有なしと判断できる。 <u>（工作物で多用されるガasket 等の一部は 2012（平成 24）年 3 月 1 日までの猶予措置があり、その期間まで石綿使用の可能性はある（表 2.3 又は表 2.12 参照）。）</u> また、例えば、ガラス、金属、木材に石綿は含有していないが、これらに石綿が付着していることがあるので注意を要する。
2-103 2 行目		例えば、 <u>せっこうボード 不燃第 1004 号</u> の場合は以下のとおり。	例えば、 <u>石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種 不燃第 1061 号</u> の場合は以下のとおり。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-103	図 2.89 認定番号による石綿含有建材の抽出	 図 2.89 認定番号による石綿含有建材の抽出	 図 2.58 認定番号による石綿含有建材の抽出
2-103	図 2.90 認定番号による石綿含有建材の抽出結果	 図 2.90 認定番号による石綿含有建材の抽出結果	(図の差し替え)  図 2.59 認定番号による石綿含有建材の抽出結果

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-105 2 行目		また、製造期間、材料名、メーカー名などの and 形式の検索もできる。	また、製造期間、材料名、メーカー名などの and 形式の検索もできる。 <u>その他にも情報抽出に重要な情報が記載されている。ホームページの下段の「NEWS」には、登録情報の更新履歴がアップされこれまでの変更点を PDF にて確認できる。改修工事の為の事前調査時には必ず確認が有効である。上方のタブの「当サイトについて」を開いて最下段の米印の下線「原材料に石綿（アスベスト）を必要としない建材について」を押すと非含有建材の一覧が表示される。「関連情報」のタブの下段には「「アスベストデータベース」に関連する日本工業規格（J I S）の変遷」「「アスベストデータベース」に関連する社名の変遷」に PDF 情報がある。建材裏面確認時には時系列で名称が確認できるなど有効な情報である。</u>
2-105 34 行目		<u>（１）現場調査用資料の作成</u>	（削除）
2-106 6 行目		・法規で事前調査結果に要求される事項を漏れなく記録できるもの <u>設計図書等で確認できる範囲で、全ての箇所に番号を付け、各箇所について、基本的に 1 枚の調査記録票を準備するが、複数の箇所を 1 枚にまとめてもよい。</u> <u>なお、採取試料数については、あらかじめ発注者と協議して、仮決定しておくとその後の調査が円滑に進められる。計画段階では仮決定した対象資材や場所・数などを記入したもので発注者に承認をもらい、現地調査を行う。現地調査では採取した試料を持ち帰るとともに、採取した資材を整理し、目視調査結果及び発注者との相談に基づいて最終的に分析する試料を確定することも行われる。</u>	・法規で事前調査結果に要求される事項を漏れなく記録できるもの <u>となるよう留意しつつ、①動線計画を立て②全ての資材を部屋毎にリストアップ（表 2.15 整合性の確認表）する、③資材ごとに現場で目視確認するための判断基準資料（内容がわかる資料を現場に持ち込む為）を作成という 3 点を主な作業として行っていく。</u>

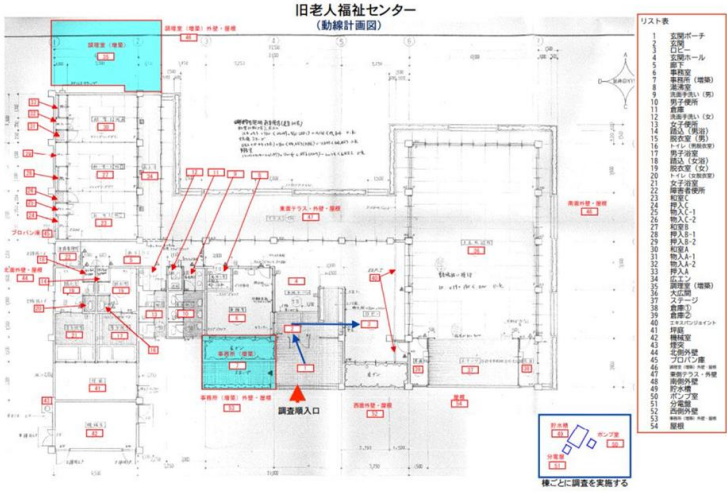
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-106 15 行目			<u>((2) 設計図書がない場合の前に追記)</u> <u>2.4.6 目視調査用資料の作成</u> <u>目視調査に臨む前に、収集した情報を整理し、目視調査で確認 する必要がある資材や試料採取の対象とする資材を明確にしてお く必要がある。</u> <u>使用された資材や試料採取を行う資材の整理に用いる様式は、 調査者が目視調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いれば よい。</u> <u>以下に目視調査用資料作成の例を示す。工作物の種類によって は、該当しない表現がある場合は、対象とする工作物の内容に置 き換えて、参考とされたい。</u> <u>(1) 網羅的調査（目視調査の準備）</u> <u>網羅的調査とは、表 2.15 に示す「整合性の確認表」を使い、 解体や改修を行う部位の全ての資材について、竣工図書等と現地 の部屋の資材を比較確認することである。</u> <u>そのためには、書面調査の情報を現地へ持参し、(「整合性の確 認表」)、各部屋の資材を比較できるよう準備する。貴重な図面を 現地に持ち込むのではなく、書面から読み取った資材情報を比較 確認しやすいようにまとめることが重要である。</u> <u>竣工図書等の仕上げ表に書かれている資材を「整合性の確認表」 に記入し、「石綿含有建材データベース」等で資材の特徴を調べて、 比較検討資料として現地に持ち込むことが必要である。</u>

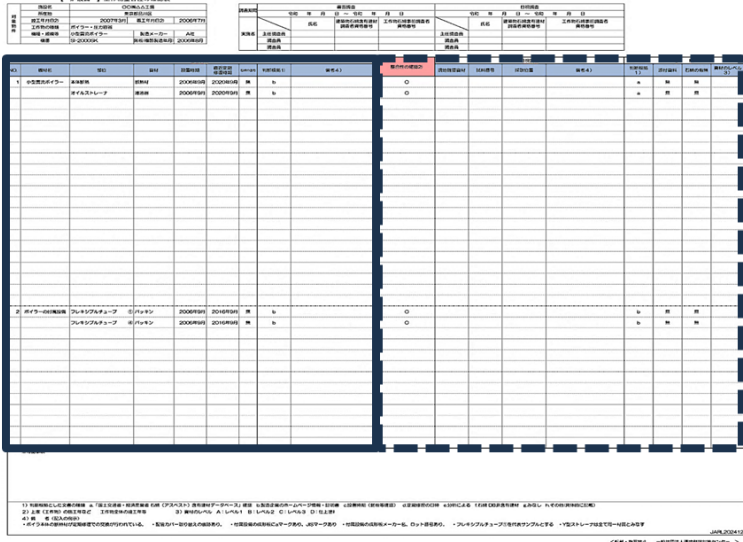
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-106 15 行目			② 仕上げ表・特記仕様書情報の記入 平面図のナンバリングに合わせて「整合性の確認表」を作成する（表 2.16 参照）。「整合性の確認表」の書面調査部分に仕上げ表・特記仕様書の情報を記入する。動線計画図に従い全ての部屋・空間ごとに全ての使用資材を記載した「整合性の確認表」（表 2.16 整合性の確認表の作成（例））を作成する。  図 2.62 部屋番号平面図（動線計画図）（例）

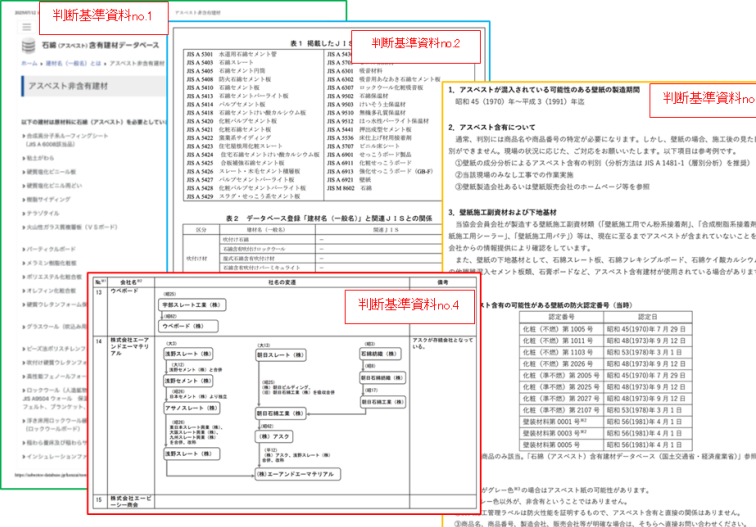
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-106 15 行目			表 2.16 整合性の確認表の作成 (例) ○整合性の確認表 (部屋ごとに準備) ①委託業務名、竣工年、階数、部屋名、改修年、部屋番号を記入 ②改修年、材料名、備考(商品名、不燃番号等)を記入 ③「石綿含有データベース」やメーカー情報から「あり、なし、不明」を記入 ④ 整合性の確認 ⑤ 分析用試料採取の情報 ⑥ 石綿の有無と石綿建材のレベル 書面調査で得た情報を記入 ここは現地の結果を記入 ※現地での整合性の確認様式として作成する場合の例 各部屋漏れのないように行う。 ③ その他の情報の記入 必要に応じて、「石綿含有建材データベース」等により当該資材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも目視調査の際に有効である。 なお、試料採取については、あらかじめ調査計画段階で発注者と協議し仮決定しておく、その後の調査が円滑に進められることも多い。 計画段階では、仮決定した対象資材や場所・数などを記入したもので発注者に承認をもらい、目視調査を行う。目視調査では採取した試料を持ち帰るとともに、採取した資材を整理し、目視調査結果及び発注者との協議に基づいて最終的に分析する試料を確定する。

第3講座

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-1 4行目	第3講座 現場調査の実際と留意点	2020年の法改正によって工作物石綿事前調査者等が行うこととされている「 <u>除去の完了の確認</u> 」の方法についても解説する。	2020年の法改正によって工作物石綿事前調査者等が行うこととされている「 <u>除去の完了の確認</u> 」については、P.1-29を参照。除去の完了の確認の方法については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）の「4.15.3 石綿の取り残しがないこと等の確認方法」、「付録Ⅱ 石綿含有建材の取り残しの例」が参考となる。

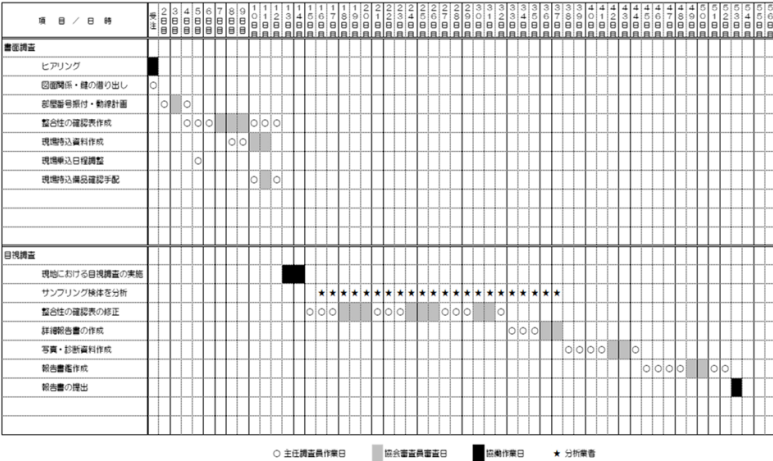
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-1 8 行目～		<u>3.1 調査計画と事前調査</u> <u>設計図書等の書面は石綿含有資材の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも工作物の現状を表したものととは限らないことから、書面調査の結果を以て調査を終了せず、石綿の使用状況を網羅的に把握するため、現地で目視調査（現地調査）を行うことが必要である。設計図書と異なる施工をした場合や、設計図書には残っていない改修が行われている場合があり、書面調査はあくまで下調べに過ぎず、書面調査と現地調査の間に相違があれば、現地調査の結果が優先する。</u> <u>石綿則と大防法には、「目視により確認する方法」とあるが、実際の「目視により確認する方法」は、以下の過程を含む複雑な業務である。</u> <u>① 実際に使用されている資材の種類を目視により特定する（設計図書との相違を明らかにする）。</u> <u>② 「木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなもの」（「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」）は石綿含有なしとする。</u> <u>③ 石綿含有の疑いがある資材については、石綿含有と「みなす」ことができる。</u>	<u>3.1 目視調査の流れ</u> <u>書面調査は、現地での目視調査の準備作業として実施するものであり、書面にに基づき、網羅的に目視調査を行う。</u> <u>① 平面図を用いて、全ての部屋・空間に目視調査における動線に従い番号を付し、「部屋番号平面図（動線計画図）」（図 3.1）を作成する。</u>  図 3.1「調査部屋番号平面図」（動線計画図）

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-1 8 行目～		④ 裏面の印字が確認できる資材については、裏面の印字等から、製造メーカー、型番、不燃等の認定番号他を確認し、メーカー等の非含有(含有)の証明を得て、石綿含有の有(有)を決定する。 ⑤ 上記①～④を適用できない(しない)資材について、試料の採取箇所、点数、量を決定して、試料を採取する。分析方法を決定し、分析の依頼をする。 ⑥ 全ての石綿含有資材の施工範囲を明確にする。 図 3.1 に事前調査の流れを示す。	② 「部屋番号平面図(動線計画図)」に従い全ての部屋・空間ごとに全ての使用資材を記載した「整合性の確認表」(表 3.1)を作成する。 表 3.1 整合性の確認表  ③ 「整合性の確認表」に記載した全ての資材について、「石綿含有建材データベース」、メーカー資料等をもとに資材の石綿含有の有無を仮に判断し、整合性の確認表の書面調査記載箇所に記載する。このときの資料が、判断基準資料(図 3.2)となる。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-1 8 行目～			 図 3.2「石綿含有建材データベース」・関連企業ホームページ等の確認資料 ④ そのほか、所有者・管理者などから得た情報に基づき、依頼者と打ち合わせを行い、工作物名、現所在地、調査範囲と調査対象資材、サンプリングの可否、調査要望日（可能日）、連絡方法、立会い者の有無などを確認し、「事前調査結果概要書」（図 3.3）にまとめる。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-1 8 行目～			① 整合性の確認 <u>部屋割り等に変更がないか。ある場合には、「部屋番号平面図（動線計画図）」に記載されている部屋番号リストを、現状の部屋番号リストに修正する。また、「整合性の確認表」に記載されている資材を一つ一つ確認し、現状と異なる場合には、「整合性の確認表」に現状の資材を記載する。</u> <u>網羅的に各部屋等を調査する。</u> ② 裏面確認等による石綿含有の有無の判断 <u>目視調査で修正された「整合性の確認表」に記載されている全ての資材について、裏面確認等により、石綿含有の有無を判断する。</u> ③ 石綿含有の有無を判断できなかったものについては、分析により含有の有無を判断するための試料採取を行う。もしくは、分析せずに石綿含有資材と「みなし」て撤去、廃棄物処理を行う。このとき、同一材料の範囲を特定することが重要となる。（図 3.4 の「分析用試料採取」） <u>以上の流れをまとめたものが、図 3.4 である。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-1 8 行目～			工作物事前調査者の業務② 目視調査業務フロー 書面調査結果との整合性 差異あり→現場優先 みなし含有判定の場合 事前調査を行っても、石棉等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析による調査を行わなければならない。ただし、事業者が、当該工作物等に石棉等が使用されているものとみなして、法令に規定する必要な措置を講ずる場合はこの限りではない。 サンプル採取の位置確認 サンプル採取 分析業者へ依頼 分析結果から石棉含有の有無の判定 調査報告書・特記事項写真帳 (目視確認・裏面・採取) 分析結果等・判断根拠 調査結果を発注者へ報告 書面調査から 外観配置等観察 銘板等の確認 調査の動線確認 各部材確認 各部位確認 資材調査 同一と考えられる資材の範囲 分析用試料採取 分析 石綿の有無の判定 報告書作成 調査報告 基本情報確認 特定工作物(戸設備)の例 銘板等の確認 製造年月日・メンテ(定修)年月日 メーカー名・品番確認 見える部位資材 見え隠れ部 取替痕 資材情報確認 附属する設備①ヘッダー (断熱材の有無・分析・結果) 接続配管1階西 接続配管2階西 接続配管3階西 接続配管4階西 接続配管 食堂 附属する設備②ヘッダー (断熱材の有無・分析・結果) 接続配管1階東 接続配管2階東 附属する設備③ヘッダー (断熱材の有無・分析・結果) 接続配管3階東 接続配管4階東
図 3.4 目視調査業務のフローの一例			
3-2	図 3.1 事前調査における目視調査の流れ	【前提】工作物等に関する知識の取得 書面調査 現地での目視調査 各建材について判断 石棉あり 石棉なし 不明 不明 → 試料採取 → 分析 → 石棉あり / 石棉なし 書面調査及び現地での目視調査を原則として実施する。 書面調査及び現地での目視調査で石棉含有の有無が不明な場合に分析調査を行う。	【前提】工作物等に関する知識の取得 書面調査 現地での目視調査 各資材について判断 石棉あり 石棉なし 不明 不明 → 試料採取 → 分析 → 石棉あり / 石棉なし 書面調査及び現地での目視調査を原則として実施する。 書面調査及び現地での目視調査で石棉含有の有無が不明な場合に分析調査を行う。
図 3.5 事前調査における目視調査の流れ			

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-2 3 行目～		3.1.1 調査計画の作成 調査者は、解体・改修工事の実施事業者などから調査の依頼を受けて現地に赴く。工作物は各々の設計条件により仕様が異なるため、石綿含有資材の使用部位、種類等は様々である。調査の対象となる工作物は、たいていの場合、初めて訪れる建築物の中にあり、周辺環境なども分からない。書面調査結果や、関係者へのヒアリング結果等をもとに調査計画を作成し、十分な準備を行って調査に挑む必要がある。 計画や準備が不十分なままでは調査を行うと、適切な調査道具や装備がないために、調査不足や肝心な部位の調査漏れなど、再調査が必要となる場合がある。再調査は調査者自身の無駄な労力となるばかりか、依頼者からの信頼を失うものとなる。改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての工作物が対象であり、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。必要があれば建材・資材の取り外し、停電での調査、設備停止なども行うため、それらの備えも必要となる。 調査計画の作成においては、次のような点がポイントとなる。 ・第2講座で学んだ通り、図面などの情報から、工作物の概要や特徴などを確認する。工作物の所有者、管理者、維持保全業者などの関係者から、改修履歴などのヒアリングを行って収集した情報を整理する。	3.2 事前準備 3.2.1 目視調査計画 (1) 事前調査のスケジュールの確認 書面調査が終わり、「整合性の確認表」と現地に持ち込み確認するための判断基準資料の準備が終われば目視調査の準備になる。 表 3.2 調査報告書作成計画スケジュール (例)  表 3.2 は、調査のために作成したスケジュール表の例である。主調査員の作成データをサブ調査員と意見交換しながら報告書にまとめていく。このように、事前調査は、複数でダブルチェックできることが望ましい。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-2 3 行目～		・これらの情報をもとに、現地調査の流れと効率のよい順番、動線を決める。<u>具体的には、最上階から下階に降りながらの調査とする動線計画、同一階ではエレベータなど建築物のコア部を中心に時計回りの調査とする動線計画など、調査対象に即した最適な動線計画は、結果的に労力と時間の節約になる。動線を検討する最初の 3 分間が、無駄な動き 30 分の防止に匹敵する効果を生む場合がある。</u> ・使用中の施設での調査では、停電や設備停止、調査時間の制約等の対応が必要とされる場合がある。その場合は、あらかじめ発注者と相談して計画に盛り込む必要がある。 ・全体的な現地調査のイメージができれば、調査に必要な人数は何人か、どのような事前準備が必要か、予想される事態は何かなど、調査全体の計画を取りまとめて、発注者と認識を共有しておく。全体のフローを考えてそれに沿って行動をすることは、経費や労力の低減、調査の正確性や信頼性の確保において最適な方法である。 ・調査は改修工事・増設工事を見落とさないことが重要である。<u>例えば、内部構成機器のメーカーや製造年が施工年と明らかに違う場合は改修工事が行われていることが分かるため、計画内容に盛り込んでおく。また、施設の改修工事が行われた場合は、同時に工作物の改修も行われることがほとんどであるため、施設の改修履歴も参考に計画を立てる必要がある。</u>	<u>スケジュール表作成において留意すべき事項は次の通りである。</u> ① 書面調査は、前述したように、部屋ごとに「整合性の確認表」を作成することから、部屋数を基準に必要な日数を計画する。(判断基準資料の整理も必要である。) ② 目視調査は、部屋数を基本に、調査人数と目視調査日数を想定する。目視調査の際には、最後に調査員全体で同一材料の範囲を協議し、それに基づき試料採取、みなし判断を行うことを計画する。 ③ 採取した試料の分析には、一定の時間を要することになる。<u>予想される分析検体数を基に、あらかじめ、予定する分析機関に分析期間を確認しスケジュールを作成する。</u> (2) 目視調査の日程の決定 <u>目視調査の日程を決めるためには、発注の担当者と現場の立ち会い者として協議し機器・設備の運転状況等を踏まえて安全に調査できる日を抽出し、関係者以外の出入りのない日を調査日と決める。</u> (3) 立会者との協議確認事項 <u>サンプリング後の手直しの範囲の確認調査の依頼者又は目視調査の立会者と以下の事項について依頼・確認をしておく。</u> ① 調査の対象となる部屋について、必要な入室許可並びに鍵借出しと時間の確認等

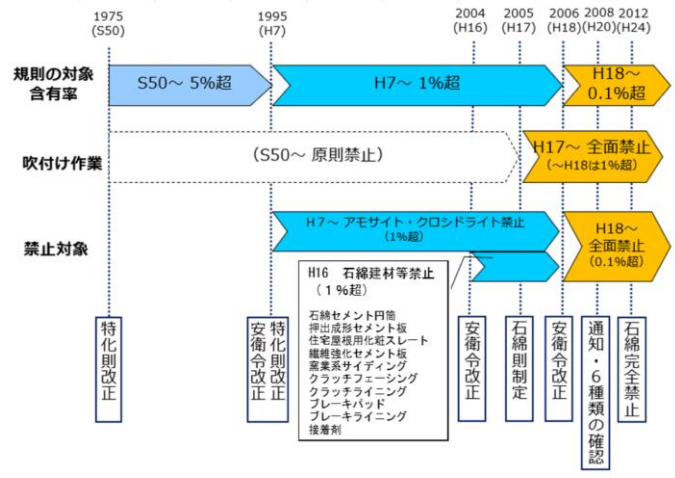
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-2 3 行目～		・調査計画には、<u>構造図、配置図、平面図、書面調査結果、現地で記録する記録紙なども合わせて準備する。</u> ・分析調査が想定される場合は、事前に調査の発注者と想定される試料採取数、採取箇所、分析方法などを詳細に協議し、分析を依頼する分析機関にも、分析に必要な採取試料量、分析納期等も確認しておく必要がある。	② <u>試料採取・裏面確認に必要な資材の取外し、飛散防止の為の湿潤化の許可</u> ③ <u>以前の事前調査（石綿確認調査・分析調査）実施の有無と時期の確認</u> ④ <u>上記実施結果報告書等の確認</u> <u>（４）目視調査計画の作成</u> <u>目視調査は、次の事項を含むものとする。</u> ① <u>調査業務の範囲（書面と現地とのすり合わせ）</u> ② <u>対象材料の確認</u> ③ <u>参加する調査者リスト（調査者資格を含む）</u> ④ <u>依頼する分析機関（予定）とその概要並びに試料採取計画</u> ⑤ <u>分析調査対象数量の変更に関する協議（同一資材の範囲の確定後になる）</u>
3-8 6 行目	3.1.3 調査時の労働安全衛生管理と安全教育	※最新内容については、適宜「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル <u>令和 3 年 3 月（令和 7 年 3 月訂正事項を反映）</u> 」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）を参照。	※最新内容については、適宜「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）を参照。また、本テキストに掲載されていない石綿含有建材の情報については、「 <u>建築物石綿含有建材調査者講習標準テキスト</u> 」等を参考にすること。
3-11 22 行目	3.2.1 調査者としての基本姿勢と関係者との作業内容確認	①まず案内人、建築物の管理者、鍵の保管者などの立会い者に挨拶をしておく。 <u>工作物石綿含有建材調査者登録証</u> を提示するとともに、作業服や保護帽などに調査者であることを表示しておくことなども考えられる。	①まず案内人、建築物の管理者、鍵の保管者などの立会い者に挨拶をしておく。 <u>工作物石綿事前調査者登録証</u> を提示するとともに、作業服や保護帽などに調査者であることを表示しておくことなども考えられる。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-17 1行目	(エ) 焼却設備	ごみ処理施設の場合、破碎室、タービン室、IDF（中間配電盤）室、コンプレッサー室など、各部屋が設備ごとに小分けにされているため、部屋の壁については、近くまで寄って目視確認することが可能である場合が多い。	ごみ処理施設の場合、破碎室、タービン室、送風機室、コンプレッサー室など、各部屋が設備ごとに小分けにされているため、部屋の壁については、近くまで寄って目視確認することが可能である場合が多い。
3-17 16行目	(ア) 発電設備	改修履歴や改修部材等が不明な場合は、施設管理者へ製造業者や改修請負業者へ確認してもらうよう依頼する。	改修履歴や改修部材等が不明な場合は、施設管理者へ製造業者や改修請負業者に確認してもらうよう依頼する。
3-17 20行目	(ア) 発電設備	外見上改修が行われていないように見えても、 <u>仕上げ材が統一されていたり、仕上げ材のみ全体が改修されていたりして、中身の一部が回収済であるの可能性があります、試料採取の場合はそれらを踏まえて実施する必要があるので留意する。</u>	外見上改修が行われていないように見えても、 <u>中身の防音材等を一部改修した上で、仕上げ材については全体として統一されている場合もある。改修工事の履歴については、その内容まで確認する必要があり、特に試料採取を行う場合には留意しなければならない。</u>
3-17 31行目	(イ) 変電設備	改修履歴や改修部材等が不明な場合は、施設管理者へ製造業者や改修請負業者へ確認してもらうよう依頼する。	改修履歴や改修部材等が不明な場合は、施設管理者へ製造業者や改修請負業者に確認してもらうよう依頼する。
3-18 5行目	(ウ) 配電設備	改修履歴や改修部材等が不明な場合は、施設管理者へ製造業者や改修請負業者へ確認してもらうよう依頼する。	改修履歴や改修部材等が不明な場合は、施設管理者へ製造業者や改修請負業者に確認してもらうよう依頼する。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-18 12 行目～ 28 行目	(エ) 空調設備 (オ) 照明設備	<u>(エ) 空調設備</u> <u>空調設備では内部構成機器に石綿含有の疑われる材料が使用されている。</u> <u>調査では、書面調査の結果と対象工作物が同一であるか銘板等で製造業者、製造年、型式、製造番号等を確認する。このとき、部分改修や増設の履歴等も施設管理者へ確認を行う。改修履歴や改修部材等が不明な場合は、施設管理者へ製造業者や改修請負業者へ確認してもらうよう依頼する。</u> <u>設備が特定できれば、製造メーカーへ問い合わせを行うことで石綿含有の有無を確認することができる。</u> <u>(オ) 照明設備</u> <u>照明設備では内部構成機器に石綿含有の疑われる材料が使用されている。</u> <u>調査では、書面調査の結果と対象工作物が同一であるか銘板等で製造業者、製造年、型式、製造番号等を確認する。このとき、部分改修や増設の履歴等も施設管理者へ確認を行う。改修履歴や改修部材等が不明な場合は、施設管理者へ製造業者や改修請負業者へ確認してもらうよう依頼する。</u> <u>設備が特定できれば、製造メーカーへ問い合わせを行うことで石綿含有の有無を確認することができる。</u>	<u>(エ) 付加設備</u> <u>工作物に設ける照明設備、空調設備等の付加設備では内部構成機器に石綿含有の疑われる材料が使用されている。</u> <u>調査では、書面調査の結果と対象工作物が同一であるか銘板等で製造業者、製造年、型式、製造番号等を確認する。このとき、部分改修や増設の履歴等も施設管理者へ確認を行う。改修履歴や改修部材等が不明な場合は、施設管理者へ製造業者や改修請負業者に確認してもらうよう依頼する。</u> <u>設備が特定できれば、製造メーカーへ問い合わせを行うことで石綿含有の有無を確認することができる。</u>
3-18 36 行目		耐火仕切り板等の建材には石綿含有の可能性もあることから、 <u>必ず</u> 事前調査を実施して石綿 <u>含入</u> の有無を確認することが必要である。	耐火仕切り板等の建材には石綿含有の可能性もあることから、 <u>必ず</u> 事前調査を実施して石綿 <u>含有</u> の有無を確認することが必要である。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-19 21 行目		配管、ヘッダー、タンク、弁（ドレン弁、空気抜弁、ブロー弁、注水弁等）など様々な <u>個所</u> に使用されている可能性があるため注意を要する。	配管、ヘッダー、タンク、弁（ドレン弁、空気抜弁、ブロー弁、注水弁等）など様々な <u>箇所</u> に使用されている可能性があるため注意を要する。
3-21 4 行目		④ 建築物一体設備	④建築物一体設備 <u>等</u>
3-21 5 行目		（ア）プラットホーム上家	（ア）プラットホームの <u>上</u> 家
3-21 11 行目	（ア）プラットホーム上家	接触を避けるのは当然ながら、高圧電線などに金属製の道具を近づけると、磁界によって引き寄せられることなどもあるため、鉄道会社から示される離隔距離（例：1.5メートル程度）をしっかりと保つ。	接触を避けるのは当然ながら、高圧電線などに金属製の道具を近づけると、磁界によって引き寄せられることなどもある（ <u>触れなくても、放電により感電するおそれがある</u> ）ため、鉄道会社から示される離隔距離（例：1.5メートル程度）をしっかりと保つ。
3-21 14 行目	（ア）プラットホーム上家	また、プラットホームに設置されている監視カメラや映像モニターに触れて設定位置を動かしたり破損 <u>させる</u> ことがないよう、注意する必要がある。	また、プラットホームに設置されている監視カメラや映像モニターに触れて設定位置を動かしたり破損 <u>させたりする</u> ことがないよう、注意する必要がある。
3-21 22 行目	⑤ その他工 作物	（例：エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等））	（例：エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等））、 <u>上水道管</u> ）

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-21 27 行目	⑤ その他工 作物		(4) 部位ごとの目視調査の前に追記) なお、上水道管については、令和4年度水道統計（公益社団法人日本水道協会）によると、水道管総延長のうち0.4%に石綿管が現存していることから、水道事業体発注の上水道管の工事においては、あらかじめ石綿が含有されている工事があることに留意する必要がある。 その他の工作物におけるチェックシートを図3.13に示す。 「特定工作物以外の工作物」チェックシートの例 【前提条件】・原則として、全ての建築物、工作物の解体等工事にあたっては事前調査を義務付け 図 3.13 「特定工作物以外の工作物」チェックシートの例
3-21 28 行目～ 3-24		「(4) 部位ごとの目視調査」の記述	(削除)

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-26			(図 3.14 石綿含有有無の判断の流れ(参考例) に後に追記) 安衛法施行令に定める規制対象としての石綿等の対象含有率は、1975(昭和 50)年に 石綿の重量が 5 %を超えるもの、1995(平成 7)年に 1 %を超えるもの、2006(平成 18)年 9 月に 0.1%を超えるものとなった。このため、石綿を含有する可能性のある資材について、2006(平成 18)年 9 月以前に記載等された情報(裏面情報等)において単に石綿を含有しないとされていること自体を以て、石綿を含有しないものとは扱えない。また、6 種類全ての石綿を対象にした情報でない場合は、石綿がないとの証明とならない。  出典：「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20 版] (厚生労働省) から一部加工 図 3.15 労働安全衛生法令における石綿規制の推移

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-26			<u>石綿を含有する可能性のある資材の種類は、「石綿含有建材データベース」の「関連情報」や「目で見えるアスベスト建材（第二版）」に例示されているので参考にできる。</u> <u>「石綿含有建材データベース」に掲載されているものは石綿含有建材であるが、掲載されていないから石綿無含有とは判断できない。石綿無含有と判断するためには、「石綿含有建材データベース」関連情報の「石綿を原料としない建材に掲載されている建材」、メーカーや業界団体の資料で石綿無含有を証明しているもの、分析による結果等客観的なエビデンスが求められる。なお、石綿含有資材と「みなし」で解体・撤去、廃棄物処分する場合には、次に示すように客観的な根拠は必要とされない。</u>
3-27 22 行目	(2) 裏面確認	② メーカー名、不燃認定番号、JIS 番号、ロット番号、商品名、製造工場名、a マーク等の印字を記録する（写真を撮る）	② メーカー名、不燃認定番号、JIS 番号、ロット番号、商品名、製造工場名、a マーク等の印字を記録する（ <u>写真を撮る</u> ）
3-30 16 行目	3.3.1 試料採取箇所の選定		(3.3.2 試料採取時の留意点の前に追記) <u>ボイラー、圧力容器の配管等</u>に使用されるガスケット、パッキン等のシール材については1箇所の試料採取で足りる。
3-30 28 行目	3.3.2 試料採取時の留意点	また、JIS A 1481-2 は、吹付け材等については 10cm ³ 、成形板等は 100cm ² または 10cm ³ とされている。実際には、分析者（機関）に確認するのが確実である。	また、JIS A 1481-2 は、吹付け材等については 10cm³、成形板等は 100cm²又は 10cm³ とされている。 <u>ボイラー等の配管に使用される保温材は、厚生労働省の「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】」を踏まえ、3 箇所以上、下地まで貫通し、1 箇所当たり 10cm³ 程度の試料を採取すること。</u> 実際には、分析者（機関）に確認するのが確実である。
3-30 34 行目		① 吹付け材が施工されている場合には、その種類をよく観察した後に、同種の吹付け材の施工 35 範囲ごとに 3 分割してそれぞれから 1 箇所 <u>づつ</u> 採取する。	① 吹付け材が施工されている場合には、その種類をよく観察した後に、同種の吹付け材の施工 35 範囲ごとに 3 分割してそれぞれから 1 箇所 <u>ずつ</u> 採取する。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-57 22 行目	④ 偏光顕微鏡による定性分析	(ア) $5\mu\text{m}$ を超える繊維について 20:1 以上のアスペクト比を持つ繊維が存在する。	(ア) <u>長さ</u> $5\mu\text{m}$ を超える繊維について 20:1 以上のアスペクト比を持つ繊維が存在する。
3-79 18 行目	① 試料作製 (定量用二次分析試料および定量用三次分析試料の作製方法)	※この際、残渣率 (M_2/M_1) が 0.15 を超えた場合は、定量用二次分析試料から 10～15mg を採取して無じん水で分散後、 <u>(iii)</u> と同様の操作を行い、定量用二次分析試料と同様に、乾燥後、フィルタ上に捕集された試料の質量 (M_3 : 定量用三次分析試料の秤量値) を求め、定量用三次分析試料とする。	※この際、残渣率 (M_2/M_1) が 0.15 を超えた場合は、定量用二次分析試料から 10～15mg を採取して無じん水で分散後、 <u>(ウ)</u> と同様の操作を行い、定量用二次分析試料と同様に、乾燥後、フィルタ上に捕集された試料の質量 (M_3 : 定量用三次分析試料の秤量値) を求め、定量用三次分析試料とする。

第4講座

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 3行目		<u>第4講座では、第2講座の書面調査、第3講座の目視調査及び分析調査の結果に基づき、工作物石綿事前調査報告書（以下、「調査報告書」）を作成する。</u> <u>結果報告書を作成する際には、法的要求事項に則った作成が必要であるが、調査種類によって記載内容等に違いがあるため各項目内でまとめを行う。</u>	(削除)
4-1 9行目～		<u>4.1 改修工事前、解体工事前の事前調査</u> <u>改修工事前、解体工事前に係る範囲の事前調査を実施した際は、石綿則及び大防法に基づき、元請業者及び事業者は事前調査結果の記録を作成し、発注者に対して書面により報告しなければならない。記録は除去等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後の保管義務が定められている。また、石綿則では下請負人も含む事業者にも保管義務がある。報告書の書式は任意で良く、以下の記録事項を実施した内容によって必要な項目を記載する。</u> <u>(1) 報告書記載項目</u> <u>① 工事の発注者等</u> <u>解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名</u> <u>② 工事の名称及び概要、工作物の概要、構造等</u> <u>工事の内容が分かるよう簡潔に記載する。工事名称で内容が分かる場合は同様に構わない</u> <u>工作物の概要、構造等は以下の内容を記載</u> <u>・施設名：工作物の名称（調査時点での名称）</u> <u>・竣工年：着工年、改修年等も記載</u>	<u>4.1 解体・改修における事前調査報告書の作成</u> <u>第2講座の書面調査、第3講座の（図面のない場合を含めた）現地での目視調査に基づき、「工作物石綿事前調査報告書（以下「調査報告書」）」を作成する。</u> <u>事前調査では、網羅的に調査した全ての資材について石綿含有の有無を調査詳細報告書（事前調査詳細表）に記録し、報告書を作成し、依頼者に報告する。報告書の書式は任意で良く、記録事項を実施した内容によって必要な項目を記載する。</u> <u>石綿含有資材が有る場合は、石綿則や大防法に基づく届出や飛散防止措置等を行った上で、石綿解体・除去作業計画を策定し、施工業者は解体・改修工事を行うこととなる。</u> <u>なお、記録に当たっては以下の点にも留意が必要である。</u> <u>① 石綿含有資材の有無と使用箇所を明確にする（解体・改修工事の作業員へ石綿含有資材の使用箇所を的確に伝える）</u> <u>② 石綿を含有しないと判断した資材は、その判断根拠を示す。</u> <u>③ 調査の責任分担を明確にする（同一材料範囲の特定者、試料採取者、試料採取指示者など重要な判断を行った者を記載する）</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～		・ <u>その他構造、階数や延床面積、耐火建築物又は準耐火建築物に該当するかの有無等を記載する。</u> ③ <u>事前調査を実施した年月日</u> <u>書面調査及び目視調査、必要に応じて分析調査を実施した開始から終了までの年月日</u> ④ <u>工事の着工日等</u> <u>解体等工事を行う工作物の設置の工事に着手した年月日</u> ⑤ <u>作業の対象となる部分、事前調査を行った部分</u> <u>・改修等工事の場合は、工事範囲内のみの調査となる。記録には事前調査を行った部分を図面等に表示して範囲を指定し、目視調査ができなかった場所を明確に示す。</u> <u>・解体工事の場合は、対象工作物等の全てが対象であることを明記し、目視調査ができなかった場所を明確に示す。</u> <u>上記の目視調査ができなかった場所は、できなかった理由を明記して発注者に報告する。また、それらの箇所が目視可能となった時点で事前調査を実施しなければならない。</u> ⑥ <u>事前調査の方法</u> <u>事前調査は書面調査及び目視調査（必要に応じて分析調査）の実施が必要である。</u> <u>実施した調査方法を記載する。過去の調査結果を確認した場合はどのように調査、判断したかを記録する。分析調査を実施した場合は、いずれの分析方法で実施したかを記録する。</u> ⑦ <u>調査結果と判断根拠</u> <u>(ア) 目視調査結果</u>	<u>また、記入にあたっては、記入漏れと区別するため、記入項目について不明および該当内容がない場合はそれぞれ「不明」、「－」と記載し、空欄としない。全体として見やすい表になるように留意する。</u> <u>調査報告書の構成は以下の通りである。</u> ① <u>工作物石綿事前調査結果概要書</u> ② <u>調査部屋番号平面図（動線計画図）</u> ③ <u>調査詳細報告書（事前調査詳細表）</u> ④ <u>網羅的調査の確認写真帳（整合性の確認表と部位ごとの写真帳）</u> ⑤ <u>調査状況写真帳（判断根拠の写真帳）</u> ⑥ <u>分析試料採取（サンプリング）位置図</u> ⑦ <u>分析試料採取（サンプリング）状況写真帳</u> ⑧ <u>分析試料一覧表（分析依頼表）</u> ⑨ <u>石綿分析結果報告書・分析結果一覧表</u> ⑩ <u>添付資料（判断根拠資料）</u> ⑪ <u>調査者資格者証</u> <u>書面調査において、工事着工が 2006（平成 18）年 9 月 1 日以降であれば、法的に石綿含有資材の製造、使用等が禁止※されていることから、このことを証明する資料があれば、当該建築物は石綿含有資材を使用していないとして、事前調査を終了してよいとされている（石綿則第 3 条第 2 項第 3 項）。</u> <u>※工作物で多用されるガasket 等の一部は 2012（平成 24）年 3 月 1 日までの猶予措置があり、その期間まで石綿使用の可能性がある（表 2.3 又は表 2.12 参照）。</u>

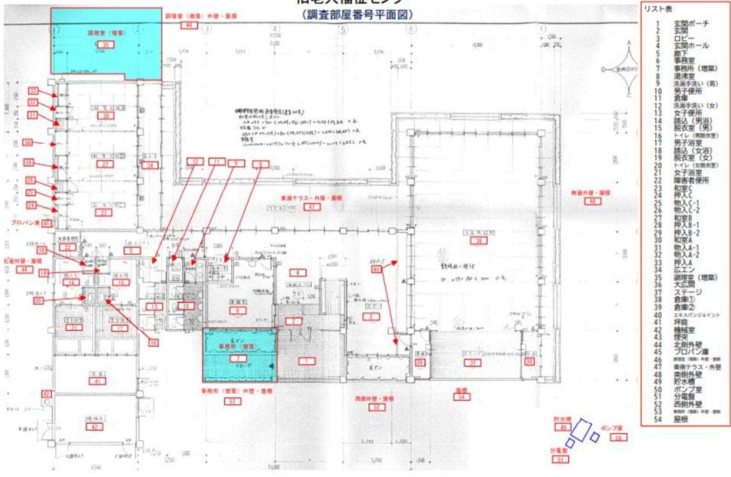
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～		<u>書面調査、目視調査を実施した結果は、各部屋の部位ごとに使用されている石綿含有資材の種類の特記、図面等により使用範囲が確認できるよう、簡潔、的確に伝えられる形式で表記する。</u> <u>(イ) 石綿含有の有無の判断（分析調査結果）</u> <u>書面調査、目視調査を実施した結果、石綿含有の有無が明らかでない資材は、以下のいずれかの方法により、石綿含有の無とした場合の判断根拠、石綿ありとみなした場合の根拠などを分かりやすく表記する。</u> <u>・ 分析調査による方法（分析結果報告書を添付）。</u> <u>・ 調査対象資材について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法（根拠資料を添付）。</u> <u>・ 調査対象資材について、製品を特定し、その製造年月日が 2006（平成 18）年 9 月 1 日以降であることを確認する方法（確認した根拠資料の写しを添付）</u> <u>⑧ 調査担当者（調査の責任分担）</u> <u>以下に示す者の氏名、資格名、所属部署、電話番号、FAX 番号を記載する。</u> <u>・ 同一と考えられる資材範囲の特定を行った者</u> <u>・ 同一資材範囲のうち試料採取する箇所を選定した者</u> <u>・ 分析を行なった者（2023（令和 5）年 10 月以降は、石綿則で定められた資格が必要）</u>	<u>増改築、改修工事においては、2006（平成 18）年 9 月 1 日以降に施工された部分のみが同様の判断ができることになるが、その境界を明確にすることが重要となる。</u> <u>以下のとおり、本テキストで例示した帳票や資料を取りまとめたものを調査結果報告書とすることができる。</u> <u>書面調査は、目視調査の事前準備のために行うものであり、書面調査で作成した資料を持参して目視調査に臨むことになる。目視調査に持参する資料としては①部屋番号平面図（動線計画図）、②整合性の確認表、③判断基準資料となる。</u> <u>事前調査での調査漏れをなくするためには、書面調査において全ての資材を拾い出すことが必須となる。①部屋番号平面図（動線計画図）は、目視調査を効率的に行うための動線を計画するとともに、平面的な調査漏れを防ぐために、全ての部屋及び空間（PS：パイプスペースや DS：ダクトスペースなど）に番号を付し、その番号ごとに一枚の整合性の確認表を作成し、部位ごとの資材をもれなく記載する。</u> <u>整合性の確認表に記載した資材については、「石綿含有建材データベース」、メーカー資料などを用いてあらかじめ石綿含有の有無を仮判定する。その資料が③判断基準資料である。この仮判定は、目視調査における調査者自身のばく露防止に役立つばかりでなく、目視調査における最終的な④判断根拠資料の基となる。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			目視調査では、書面調査で作成した①部屋番号平面図（動線計画図）に従い、部屋ごとに②整合性の確認表に記載した資材が現に使用されているか否かを確認する。部屋の増減がある場合には、部屋リストから削除したり、枝番号を付して追加するなど、部屋番号平面図に記載した部屋リストで管理する（これが「部屋番号平面図（動線計画図）」となる）。 整合性の確認表に記載された資材と実際に使用されている資材が異なる場合は、整合性の確認表に実際に使用されている資材の情報を記載する。この全ての資材を確認したことを写真により記録する（整合性の確認「網羅的調査の確認写真帳」）。 次に、資材の裏面確認等を行い、持参した③判断基準資料や「石綿含有建材データベース」等により石綿含有の有無を再度確認する。含有の有無の判断は、客観的な根拠が必要であり、特に「無含有」の判断には明確な根拠が必要である（④判断根拠資料）。「石綿含有建材データベース」には石綿含有建材が掲載されているが、「石綿含有建材データベース」にないことを根拠に「無含有」と判断することはできないことに留意が必要である。 最後に、石綿含有の有無が判断できないものについては、分析のための試料採取を行う。もしくは、「石綿含有とみなし」として取り扱う。いずれの場合においても、同一の材料が使用されている範囲を判断することが重要である。ここでいう同一の資材とするには、同一ロット（同一商品、同一工場、同一製造日）であることが必要となる。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																												
4-1 9 行目～			4.1.1 石綿含有有無に関する事前調査結果概要書 <u>工作物事前調査結果概要書の例を示す。</u> <u>また、調査結果概要書の記入に当たっての注意事項を下記に示す。工作物の種類によっては、該当しない表現がある場合は、対象とする工作物の内容に置き換えて、参考とされたい。</u> 令和 年 月 日 報告書№ 図 工作物事前調査結果概要書 委託業務名 (会社名) (代表者名) 印 対象物件名 (住 所) (1) 調査目的 (2) 調査期間 (3) 調査責任者 調査者 (4) 工作物概要 施設名① 所在地② 竣工年③ 着工年④ 直近定期修理年⑤ 業 種⑥ 特定工作物 炉設備 電気設備 野葺/配管 建築物一体設備 其他工作物 () 工作物の種類⑦ (⑧建築物の建築設備についてもこの欄を活用) (5) 調査対象資材 吹付け材・保温材・断熱材・成形板・シール材他等・その他() (6) 調査方法 書面調査・目視調査・分析調査 (7) ヒアリング ①発注者 ②発注者 ③所有者 ④請負業者 ⑤その他() <table> <tr> <th>区分</th><th>氏名</th><th>連絡先</th><th>内 容</th></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> 図 4.1 事前調査結果概要書（案） (1)調査目的：a 石綿則・大防法に基づく事前調査 b その他の調査 (2)調査期間：調査契約日から報告書提出日までなどを記載。	区分	氏名	連絡先	内 容																																								
区分	氏名	連絡先	内 容																																												

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			(3)調査責任者：氏名、資格名、所属部署、電話番号、FAX 番号、 資格取得機関名 (4)対象物件概要 ① 施設名：建築物の調査時点での名称を記載。（例：〇〇ビル、 〇〇邸など）。 ② 所在地：建築物所在地：地番・家屋番号ではなく住居表示を 記載。 ③ 竣工年 ④ 着工年 ⑤ 直近定期修理年なども記載。 ⑥ 業種 ⑦ 工作物の種類 【工作物】炉設備、電気設備、配管・貯蔵設備、建築物一体設備、 その他の工作物など。 ⑧ 建築物の建築設備もこの欄を活用 (5)調査対象材料：吹付け材・保温材、断熱材、耐火被覆材、成形 板、その他の該当するもの全てを選択。 (6)調査方法：目視確認前（書面）調査、目視調査、分析調査の該 当するもの全てを選択。 (7)ヒアリング：対象者（発注者・管理者・所有者・プラント関係）。 以前の事前調査、分析結果報告書、定期修理、定期点検、メンテ ナンス、着工時・竣工時の状況など書面・口頭確認する。また、目 視調査の際の工作物等の使用・利用状況を確認しておく。その際、 調査対象室における使用者・利用者の在室状況を確認する。

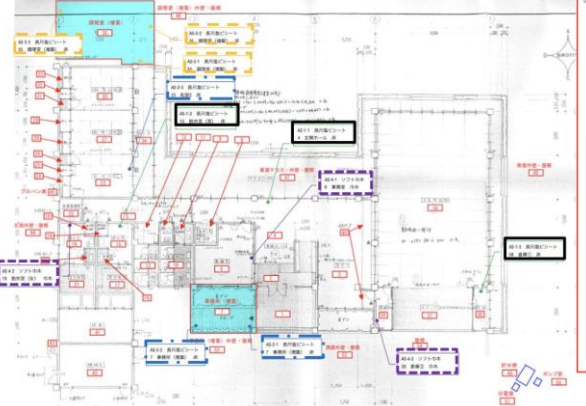
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			<u>ヒアリングの対象になった所有者のみの情報ではなく、所有者の代理者・代理者の肩書など誰にどのようなヒアリングを行ったのかを詳細に記録する。</u> <u>(8)調査結果の概要</u> <u>特記事項では、資材ごとの調査の結果、調査の範囲（調査不能であった箇所、改修の場合は調査対象外の箇所）等を記載する。その際の留意事項は以下のとおりである。</u> <u>① 今回調査できなかった箇所となぜ調査できなかったのか理由を詳しく記入</u> <u>工事施工者は、この報告書に基づき、施工までの調査可能となった時点で必ず追加調査を行うことが必要となる。調査できなかった箇所、理由の記入がない場合は調査者の調査漏れと判断される。</u> <u>② 含有資材、無含有資材の判断根拠は詳細調査報告書に記載するが、含有資材と『みなす』理由は調査依頼者に尋ねられる場合も多いので、簡潔に書くことが必要である。また、大防法施行規則第16条にもあることに留意する。</u> <u>③ 無含有と判断した場合は、その同一と考えられる資材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。</u> <u>④ 分析代表試料と同一範囲と判断したものの範囲と理由</u> <u>⑤ 調査者からの今後の維持管理のためのアドバイス</u> <u>⑥ その他</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			4.1.2 調査部屋番号平面図（動線計画図）  図 4.2 調査部屋番号平面図（動線計画図）（建築物の例） <u>調査部屋番号平面部（動線計画図）は、目視調査を効率的に行うための動線計画図として、また、全ての資材の網羅的調査を確実にするために、書面調査において作成される。</u> <u>改修工事等により平面変更されている場合には、目視調査において修正し、部屋リスト表を修正する。</u> ・ 部屋名が変更されていれば、「見え消し」で部屋名を修正する。 ・ いくつかの部屋が一つの部屋にまとめられているときは、同様に部屋名を修正するとともに、なくなった部屋は見え消しとし、なくなった部屋番号は欠番とする。 ・ 一つの部屋が数部屋に分割された場合は、枝番を付し部屋名を挿入する。 <u>報告書においては、調査詳細報告書に記載されている部屋番号、部屋名を示すものである。</u>

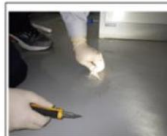
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			4.1.3 網羅的調査の確認写真帳 整合性の確認表を用いて、動線計画に沿って全ての部屋を網羅的に調査する。調査状況の写真は、整合性の確認表（A4、1 ページ大）の写真に続けて、1 部屋あたり 2 ページの写真帳を作成する（図 4.3）。必要に応じて、1 部屋あたりの写真ページを増やす。これは、全ての資材を確認したことを証するものとなる。 旧老人福祉センター石綿事前調査業務委託 3ロビー 旧老人福祉センター石綿事前調査業務委託 3ロビー 床 確認 3ロビー 市木 確認 3ロビー 壁紙 確認 3ロビー 壁 確認 3ロビー 天井 確認 3ロビー ふところ 確認 3ロビー

図 4.3 網羅的調査の全ての建材確認写真帳（建築物の例）

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			<u>4.1.4 調査状況写真帳（判断根拠写真帳）</u> <u>裏面確認を行う場所ごとに写真をまとめる。ここでは、図 4.4 に建築物の例を参考として紹介する。</u> <u><VS-5 でまとめられている図 4.4></u> <u>本例は、廊下の壁紙と天井材の確認を行った記録（判断根拠）である。</u> <u>① 貼付されているシール（矢印）で準不燃番号を確認（石綿無含有）</u> <u>② 下地はモルタル塗りで、壁は無含有</u> <u>③ 天井点検口の小口で、2 重張りであること、各ボードの厚みを確認</u> <u>④ ⑤天井板の上にあるグラスウール断熱材をめくるとせっこうボードの準不燃番号から不含有であることを確認</u> <u>⑤ 天井内スラブ下には木毛版が打ち込まれていた。これも無含有建材。これら一連の写真に資料番号を付し、「詳細調査報告書」の該当欄（判断根拠資料）に記入し、参照できるようにする。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			旧老人福祉センター石橋事務所調査写真帳 VS-5廊下  ① 壁 確認 紙壁紙 壁紙材料 準不燃C01号 ② 壁、モルタル剥き下地 確認 紙壁紙 壁紙材料 準不燃C01号 ③ 天井 確認 PB290m 準不燃2015号 ④ ふとこ 確認 天井裏 グラスワール敷き 100mm ⑤ 天井裏面 確認 PB290m 準不燃2015号 ⑥ ふとこ 確認 屋根裏新熟材 木毛板 図 4.4 調査状況写真帳（判断根拠写真帳）（建築物の例） 4.1.5 分析試料採取（サンプリング）位置図 旧老人福祉センター 分析試料サンプリング位置図（長尺塩ビシート、ソフト巾木）  リスト表 1 塩ビシート 2 塩ビシート 3 塩ビシート 4 塩ビシート 5 塩ビシート 6 塩ビシート 7 塩ビシート 8 塩ビシート 9 塩ビシート 10 塩ビシート 11 塩ビシート 12 塩ビシート 13 塩ビシート 14 塩ビシート 15 塩ビシート 16 塩ビシート 17 塩ビシート 18 塩ビシート 19 塩ビシート 20 塩ビシート 21 塩ビシート 22 塩ビシート 23 塩ビシート 24 塩ビシート 25 塩ビシート 26 塩ビシート 27 塩ビシート 28 塩ビシート 29 塩ビシート 30 塩ビシート 31 塩ビシート 32 塩ビシート 33 塩ビシート 34 塩ビシート 35 塩ビシート 36 塩ビシート 37 塩ビシート 38 塩ビシート 39 塩ビシート 40 塩ビシート 41 塩ビシート 42 塩ビシート 43 塩ビシート 44 塩ビシート 45 塩ビシート 46 塩ビシート 47 塩ビシート 48 塩ビシート 49 塩ビシート 50 塩ビシート 51 塩ビシート 52 塩ビシート 53 塩ビシート 54 塩ビシート 図 4.5 分析試料採取（サンプリング）位置図（建築物の例）

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			<u>分析試料の採取場所、試料番号、3 箇所以上からの採取状況が分かる様に平面図に記載する。</u> <u>書面調査で分析しなければならない資材を拾い出し、目視調査で分析対象資材を確定することになる。施設規模、敷地内棟数によって、試料採取数はかなり変化するが10 検体を超えることは珍しくない。</u> <u>発注者にわかりやすい様に位置図作りを進めていくことが必要である。同一と考えられる資材の範囲ごとに、原則として3 箇所以上から試料を採取すること。(変動性・均一性の適切な考慮) 例えば、図 4.5 の実線の枠内の次の採取試料が</u> <u>・採取試料 AS-1-1、長尺塩ビシート、室番号 4 玄関ホール、部位は床</u> <u>・採取試料 AS-1-2、長尺塩ビシート、室番号 15 脱衣室男子、部位は床</u> <u>・採取試料 AS-1-3、長尺塩ビシート、室番号 38 倉庫①、部位は床</u> <u>などのように、適宜色分けをして採取位置を明記する。</u> <u>同一と考えられる資材が1 室になることもあれば、1 フロアーにあることもあれば、複数階に跨ることも考えられる。同一の資材とするには、同一ロット(同一商品、同一工場、同一製造日)であることが必要となる。仮に5 部屋の床材が同一建材で、同色の場合に、5 部屋(3 箇所以上という観点から)から試料採取し、これらを混合したものを1 検体として分析することも考えられる。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			4.1.6 試料採取（サンプリング）状況写真 試料採取において、1 検体（3 箇所以上）採取する。石綿則第 3 条第 5 項の分析により石綿なしを判定しようとする場合には、<u>非意図的に混入した石綿の有無も確認することが必要であることから、分析方法にかかわらず、同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として 3 箇所以上から試料を採取する（変動性・均一性の適切な考慮）。</u> <AS 3-1> 〇〇センサー 石綿検出装置  AS-3-1 長尺塩ビシート 「F」事務所（増築）床 塵埃分散布状況 AS-2 長尺塩ビシート  AS-2-1 長尺塩ビシート 「F」事務所（増築）床 試料採取状況  AS-2-1 長尺塩ビシート 「F」事務所（増築）床 塵埃分散布状況 <AS 3-2> AS-3-2 長尺塩ビシート  AS-3-2 長尺塩ビシート 「F」事務所（増築）床 塵埃分散布状況  AS-3-2 長尺塩ビシート 「F」事務所（増築）床 試料採取状況  AS-3-2 長尺塩ビシート 「F」事務所（増築）床 塵埃分散布状況

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			〇〇センター 〇〇事業部 〇〇課 AS-2 長尺塩ビシート    AS-2 長尺塩ビシート 採取前の湿潤剤散布状況 AS-2 長尺塩ビシート 試料採取状況 AS-2 長尺塩ビシート 固化材散布状況 AS-2 長尺塩ビシート 採取試料 図 4.6 試料採取（サンプリング）状況写真（建築物の例） 図 4.6 では建築物の例として、AS-1、2、3 の長尺塩ビシートの試料（AS-2-3 表 4.1 参照）について、採取前の湿潤剤散布状況、試料採取状況、採取後の固化材散布状況の写真及び採取資料の写真を示している。1 建材について 3 箇所以上から採取することになるため、写真は最低でも 10 枚で 1 検体の採取状況を示すようにまとめる。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																														
4-1 9 行目～			⑤ 竣工年月については、改修工事が行われていれば改修年月となる。新しい年月を記載する。 ⑥ 試料採取日、採取者資格は、採取した者の姓名と資格を記載する。 ⑦ 採取指示者においても、指示した者の姓名と資格を記載する。採取者と同様である。 4.1.8 分析結果報告書及び分析結果一覧表 石綿分析結果報告書の例を示す。 この分析結果報告書は、「アスベスト分析マニュアル」(第 2 版)に示されているものを活用する。 保存 4 0 号 報告書 (証明書) 番号 年 月 日 石綿障害予防規則 第 3 条第 5 号に基づく 事前調査における石綿分析結果報告書 (証明書) (定性分析方法 2 OX 繰回折分析法・位相差分散顕微鏡法)を想定した様式 ※石綿障害予防規則の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 134 号) による改正後の石綿障害予防規則の発布であり、 令和 3 年 9 月 30 日までの間は第 3 条第 4 号に添付すること 期 貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。 ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。 記 <table><tr><td>実施した分析方法</td><td>定性分析方法 2 OX 繰回折分析法・位相差分散顕微鏡法 第 2 版アスベスト分析マニュアル第 4 版</td></tr></table> 1. 分析を実施した石綿分析機関等 <table><tr><td>名 称</td><td></td><td>代表者氏名</td><td></td><td>役 位</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>TEL:</td><td colspan="3">FAX:</td></tr><tr><td>信頼性評価/品質確保の認証等</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>その他 (作業環境測定機関登録等)</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>連絡担当者</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>分析調査者氏名</td><td>分析調査者資格取得状況</td><td colspan="3">民間機関による技術評価の取得状況</td></tr><tr><td>〇〇 〇〇</td><td>〇〇組合 分析調査者講習終了 (××年度)</td><td colspan="3">日 蘭 協 (JIS A 1481-2 合格 認定 No.△△)</td></tr><tr><td>●● ●●</td><td>※</td><td colspan="3">日 蘭 協 (JIS A 1481-2 合格 認定 No.▲▲)</td></tr></table> ※令和 3 年 8 月 1 日現在 国研院 第 10 号記の 1 に定める設備のいずれかを記入する。 例: 日 蘭 協「石綿分析結果報告書」A フランク (印刷 5-0-0) 日 蘭 協「アスベスト量と繊維数測定装置」第 2 版 (××年度) 日 蘭 協「繊維状のアスベスト定性分析装置試験」合格 (××年度) 日 蘭 協「アスベスト分析委員会認定 JEMCA インストラクター」 日本繊維状物質研究協会「繊維状及び非繊維状の石綿含有率の検出及び定量に関する分析技術」合格 (OCH-2 5 5 分析) 2. 分析を実施した年月日 <table><tr><td>分析実施日</td><td>年 月 日 ～ 年 月 日</td></tr></table> 3. 物件名称 <table><tr><td>物件名称</td><td></td></tr></table> 1 / 2	実施した分析方法	定性分析方法 2 OX 繰回折分析法・位相差分散顕微鏡法 第 2 版アスベスト分析マニュアル第 4 版	名 称		代表者氏名		役 位	所 在 地	TEL:	FAX:			信頼性評価/品質確保の認証等					その他 (作業環境測定機関登録等)					連絡担当者					分析調査者氏名	分析調査者資格取得状況	民間機関による技術評価の取得状況			〇〇 〇〇	〇〇組合 分析調査者講習終了 (××年度)	日 蘭 協 (JIS A 1481-2 合格 認定 No.△△)			●● ●●	※	日 蘭 協 (JIS A 1481-2 合格 認定 No.▲▲)			分析実施日	年 月 日 ～ 年 月 日	物件名称	
実施した分析方法	定性分析方法 2 OX 繰回折分析法・位相差分散顕微鏡法 第 2 版アスベスト分析マニュアル第 4 版																																																
名 称		代表者氏名		役 位																																													
所 在 地	TEL:	FAX:																																															
信頼性評価/品質確保の認証等																																																	
その他 (作業環境測定機関登録等)																																																	
連絡担当者																																																	
分析調査者氏名	分析調査者資格取得状況	民間機関による技術評価の取得状況																																															
〇〇 〇〇	〇〇組合 分析調査者講習終了 (××年度)	日 蘭 協 (JIS A 1481-2 合格 認定 No.△△)																																															
●● ●●	※	日 蘭 協 (JIS A 1481-2 合格 認定 No.▲▲)																																															
分析実施日	年 月 日 ～ 年 月 日																																																
物件名称																																																	

図 4.7 分析結果報告書・分析結果一覧表

図 4.7 分析結果報告書・分析結果一覧表

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			4.1.9 添付資料(判断根拠資料) 添付資料は、含有資材・無含有資材の判断をした根拠であり、発注者にわかりやすくまとめなければならない。資材情報、資材の施工状況・商品名・製品の確認写真等になる。 例を図 4.8 に示す。 調査詳細報告書の「診断」の項目、添付資料に資料番号を記録する。 判断根拠の詳細な説明は、4.1.1 事前調査結果概要書の「特記事項」に記録する。

図 4.8 「石綿含有建材データベース」・関連企業ホームページ・
確認資料の例

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-1 9 行目～			<u>4.1.10 調査を行った者の資格者証（登録証）などの提示</u> <u>建築物については、2023(令和5)年 10 月以降着手する解体等工事の事前調査は法で定める資格を有する者に行わせることが義務付けられた。工作物については、2026（令和8）年 1 月以降、有資格者が行うことが義務付けられる。調査に携わる全員の有する資格を証することが求められる。資格者証をわかりやすく提示する。（表 1.1 参照）</u>
4-2 25 行目		<u>報告書記載事項は大防法および石綿則に示されているが、法の目的により若干記載内容に違いがあるため、いずれの事項も網羅しておくことが必要である。表 4.2 に法律ごとの記載事例を示す。</u>	<u>4.1.11 事前調査結果の記録事項</u> <u>事前調査結果の記録事項は石綿則および大防法に示されているが、法の目的により若干記録内容に違いがあるため、いずれの事項も網羅しておくことが必要である。表 4.2 に法令ごとの記録事項を示す。</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																																		
4-3	表 4.1 大防法 および石綿則 の事前調査結 果の記載事項	表 4.1 大防法および石綿則の事前調査結果の記載事項 <table><tr><th>大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)</th><th>石綿則 (石綿則第 3 条第 5 項)</th></tr><tr><td>解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</td><td>—</td></tr><tr><td>—</td><td>事業者の名称、住所及び電話番号</td></tr><tr><td>解体等工事の場所</td><td>解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要</td></tr><tr><td>解体等工事の名称及び概要</td><td>調査終了日</td></tr><tr><td>事前調査を終了した年月日</td><td>着工日等（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）</td></tr><tr><td>解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）</td><td>事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造</td></tr><tr><td>解体等工事に係る建築物等の概要</td><td>事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）</td></tr><tr><td>解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分</td><td>分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称</td></tr><tr><td>分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称</td><td>事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）</td></tr><tr><td>事前調査の方法</td><td>調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名</td></tr><tr><td>調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名¹⁾</td><td>事前調査を行った者が、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し</td></tr><tr><td>分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称</td><td>分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称</td></tr><tr><td>分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称</td><td>事前調査のうち建築物に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く）を行った者の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む）の写し¹⁾</td></tr><tr><td>解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠</td><td>事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）</td></tr><tr><td>—</td><td>解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所</td></tr></table> 注) 令和 5（2023）年 10 月 1 日施行	大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)	石綿則 (石綿則第 3 条第 5 項)	解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—	—	事業者の名称、住所及び電話番号	解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要	解体等工事の名称及び概要	調査終了日	事前調査を終了した年月日	着工日等（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）	解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造	解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）	解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）	事前調査の方法	調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名	調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 ¹⁾	事前調査を行った者が、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し	分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	事前調査のうち建築物に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く）を行った者の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む）の写し ¹⁾	解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）	—	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所	（表の差し替え） 表 4.2 大防法および石綿則の事前調査結果の記録事項 <table><tr><th>大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)</th><th>石綿則 (石綿則第 3 条第 7 項)</th></tr><tr><td>解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</td><td>—</td></tr><tr><td>—</td><td>事業者の名称、住所及び電話番号</td></tr><tr><td>解体等工事の場所</td><td>解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要</td></tr><tr><td>解体等工事の名称及び概要</td><td>調査終了日</td></tr><tr><td>事前調査を終了した年月日</td><td>着工日等（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）</td></tr><tr><td>解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）</td><td>事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造</td></tr><tr><td>解体等工事に係る建築物等の概要</td><td>事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）</td></tr><tr><td>解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分</td><td>事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）</td></tr><tr><td>分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所</td><td>事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）</td></tr><tr><td>事前調査の方法</td><td>事前調査のうち、建築物及び船舶に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く。）を行った者の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。）の写し</td></tr><tr><td>・ 調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名</td><td>※上の事項は令和 5 年厚生労働省令第 2 号により、次のように改正され、令和 8 年 1 月 1 日から施行される。</td></tr><tr><td>・ 事前調査を行った者が、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し</td><td>・ 事前調査を行った者の氏名（※改正）</td></tr><tr><td>・ 分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称</td><td>・ 事前調査を行った者が、厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し（※追加）</td></tr><tr><td>解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠</td><td>・ 分析調査を行ったときは、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し（※追加）</td></tr><tr><td>—</td><td>事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）</td></tr><tr><td>—</td><td>解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所</td></tr></table>	大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)	石綿則 (石綿則第 3 条第 7 項)	解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—	—	事業者の名称、住所及び電話番号	解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要	解体等工事の名称及び概要	調査終了日	事前調査を終了した年月日	着工日等（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）	解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造	解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）	解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）	分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）	事前調査の方法	事前調査のうち、建築物及び船舶に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く。）を行った者の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。）の写し	・ 調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名	※上の事項は令和 5 年厚生労働省令第 2 号により、次のように改正され、令和 8 年 1 月 1 日から施行される。	・ 事前調査を行った者が、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し	・ 事前調査を行った者の氏名（※改正）	・ 分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	・ 事前調査を行った者が、厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し（※追加）	解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	・ 分析調査を行ったときは、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し（※追加）	—	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）	—	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所
大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)	石綿則 (石綿則第 3 条第 5 項)																																																																				
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—																																																																				
—	事業者の名称、住所及び電話番号																																																																				
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要																																																																				
解体等工事の名称及び概要	調査終了日																																																																				
事前調査を終了した年月日	着工日等（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）																																																																				
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造																																																																				
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）																																																																				
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称																																																																				
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）																																																																				
事前調査の方法	調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名																																																																				
調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 ¹⁾	事前調査を行った者が、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し																																																																				
分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称																																																																				
分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	事前調査のうち建築物に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く）を行った者の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む）の写し ¹⁾																																																																				
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）																																																																				
—	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所																																																																				
大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)	石綿則 (石綿則第 3 条第 7 項)																																																																				
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—																																																																				
—	事業者の名称、住所及び電話番号																																																																				
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要																																																																				
解体等工事の名称及び概要	調査終了日																																																																				
事前調査を終了した年月日	着工日等（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）																																																																				
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造																																																																				
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）																																																																				
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）																																																																				
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）																																																																				
事前調査の方法	事前調査のうち、建築物及び船舶に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く。）を行った者の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。）の写し																																																																				
・ 調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名	※上の事項は令和 5 年厚生労働省令第 2 号により、次のように改正され、令和 8 年 1 月 1 日から施行される。																																																																				
・ 事前調査を行った者が、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し	・ 事前調査を行った者の氏名（※改正）																																																																				
・ 分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	・ 事前調査を行った者が、厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し（※追加）																																																																				
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	・ 分析調査を行ったときは、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し（※追加）																																																																				
—	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）																																																																				
—	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所																																																																				
			出典：「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）																																																																		

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-3 4 行目		(2) 報告書記載例 事前調査報告書として図 4.1 に様式例、図 4.2 に「1.事前調査の概要」、図 4.3 に「2.事前調査の結果」、図 4.4 に「3. 石綿含有資材の使用状況」の報告書記載例を示す。また、「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」参考資料にも事前調査結果報告書の例が紹介されている。	4.2 調査報告書の様式例 事前調査報告書の書式は任意で良く、調査結果を簡潔にわかりやすく整理するために、調査対象となる工作物ごとに工夫できる。ここで、いくつかの様式事例を掲載する。 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課) の付録 I「事前調査の方法」の中に、建築物の場合の事例として「(2) 事前調査結果報告書の例」も参考にできる。 調査報告書の一例として、部位・資材ごとに整理した「確認表」を作成し管理するという手法も有効と考えられる。確認表の例として、図 4.13 に一般的な確認表の例、図 4.14 に炉設備の例、図 4.15 に電気設備の例、図 4.16 に配管・貯蔵設備の例、図 4.17 に建築物一体設備等の例、図 4.18 にその他の工作物の例を示す。なお、調査対象は個々の設備ごとに異なるものであり、例で示された部位のみを調査対象として限定するものではない。また、事前調査時の確認状況、試料採取箇所等の記録・整理にあたっては、現場写真を活用することも有効であるため、参考例を図 4.19 に示す。
4-7 5 行目		調査報告書の一例として、部位・資材ごとに整理した「確認表」を作成し管理するという手法も有効と考えられる。確認表の例として、図 4.5 に一般的な確認表の例、図 4.6 に炉設備の例、図 4.7 に建築物一体設備等の例を示す。	(削除)

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4-10			(図 確認表の例（建築一体設備等）の後に追記) 【その他の工作物】工作物整合性の確認表 <table><tr><td>1</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>2</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>3</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>4</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>5</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>6</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>7</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>8</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>9</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>10</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>11</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>12</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>13</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>14</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>15</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>16</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>17</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>18</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>19</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>20</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>21</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>22</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>23</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>24</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>25</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>26</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>27</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>28</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>29</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>30</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>31</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>32</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>33</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>34</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>35</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>36</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>37</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>38</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>39</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>40</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>41</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>42</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>43</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>44</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>45</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>46</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>47</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>48</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>49</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>50</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>51</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>52</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>53</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>54</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>55</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>56</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>57</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>58</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>59</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>60</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>61</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>62</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>63</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>64</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>65</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>66</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>67</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>68</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>69</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>70</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>71</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>72</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>73</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>74</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>75</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>76</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>77</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>78</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>79</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>80</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>81</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>82</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>83</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>84</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>85</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>86</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>87</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>88</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>89</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>90</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>91</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>92</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>93</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>94</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>95</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>96</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>97</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>98</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>99</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr><tr><td>100</td><td>確認項目</td><td>確認結果</td></tr></table> 建築物施設内で電気も電気	1	確認項目	確認結果	2	確認項目	確認結果	3	確認項目	確認結果	4	確認項目	確認結果	5	確認項目	確認結果	6	確認項目	確認結果	7	確認項目	確認結果	8	確認項目	確認結果	9	確認項目	確認結果	10	確認項目	確認結果	11	確認項目	確認結果	12	確認項目	確認結果	13	確認項目	確認結果	14	確認項目	確認結果	15	確認項目	確認結果	16	確認項目	確認結果	17	確認項目	確認結果	18	確認項目	確認結果	19	確認項目	確認結果	20	確認項目	確認結果	21	確認項目	確認結果	22	確認項目	確認結果	23	確認項目	確認結果	24	確認項目	確認結果	25	確認項目	確認結果	26	確認項目	確認結果	27	確認項目	確認結果	28	確認項目	確認結果	29	確認項目	確認結果	30	確認項目	確認結果	31	確認項目	確認結果	32	確認項目	確認結果	33	確認項目	確認結果	34	確認項目	確認結果	35	確認項目	確認結果	36	確認項目	確認結果	37	確認項目	確認結果	38	確認項目	確認結果	39	確認項目	確認結果	40	確認項目	確認結果	41	確認項目	確認結果	42	確認項目	確認結果	43	確認項目	確認結果	44	確認項目	確認結果	45	確認項目	確認結果	46	確認項目	確認結果	47	確認項目	確認結果	48	確認項目	確認結果	49	確認項目	確認結果	50	確認項目	確認結果	51	確認項目	確認結果	52	確認項目	確認結果	53	確認項目	確認結果	54	確認項目	確認結果	55	確認項目	確認結果	56	確認項目	確認結果	57	確認項目	確認結果	58	確認項目	確認結果	59	確認項目	確認結果	60	確認項目	確認結果	61	確認項目	確認結果	62	確認項目	確認結果	63	確認項目	確認結果	64	確認項目	確認結果	65	確認項目	確認結果	66	確認項目	確認結果	67	確認項目	確認結果	68	確認項目	確認結果	69	確認項目	確認結果	70	確認項目	確認結果	71	確認項目	確認結果	72	確認項目	確認結果	73	確認項目	確認結果	74	確認項目	確認結果	75	確認項目	確認結果	76	確認項目	確認結果	77	確認項目	確認結果	78	確認項目	確認結果	79	確認項目	確認結果	80	確認項目	確認結果	81	確認項目	確認結果	82	確認項目	確認結果	83	確認項目	確認結果	84	確認項目	確認結果	85	確認項目	確認結果	86	確認項目	確認結果	87	確認項目	確認結果	88	確認項目	確認結果	89	確認項目	確認結果	90	確認項目	確認結果	91	確認項目	確認結果	92	確認項目	確認結果	93	確認項目	確認結果	94	確認項目	確認結果	95	確認項目	確認結果	96	確認項目	確認結果	97	確認項目	確認結果	98	確認項目	確認結果	99	確認項目	確認結果	100	確認項目	確認結果
1	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
11	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
14	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
15	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
16	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
17	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
18	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
20	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
21	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
22	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
23	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
24	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
25	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
26	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
27	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
28	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
29	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
30	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
31	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
32	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
33	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
34	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
35	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
36	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
37	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
38	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
39	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
40	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
41	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
42	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
43	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
44	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
45	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
46	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
47	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
48	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
49	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
50	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
51	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
52	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
53	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
54	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
55	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
56	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
57	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
58	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
59	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
60	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
61	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
62	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
63	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
64	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
65	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
66	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
67	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
68	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
69	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
70	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
71	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
72	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
73	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
74	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
75	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
76	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
77	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
78	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
79	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
80	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
81	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
82	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
83	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
84	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
85	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
86	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
87	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
88	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
89	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
90	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
91	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
92	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
93	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
94	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
95	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
96	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
97	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
98	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
99	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
100	確認項目	確認結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

図 4.18 確認表の例（その他の工作物）

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-10			 発電所 風煙道撤去他工事 アスベストサンプリング 1号SAHドレン管 建材名：配管保温材 採取日：2022年8月8日 試料番号：No.3  発電所 風煙道撤去他工事 アスベストサンプリング 1号SAHドレン管 建材名：配管保温材 採取日：2022年8月8日 試料番号：No.3  発電所 風煙道撤去他工事 アスベストサンプリング 1号 煙道 アモニア 注入用 配管  発電所 風煙道撤去他工事 アスベストサンプリング 1号 煙道 アモニア 注入用 配管  出典：電気事業連合会 図 4.19 事前調査時の写真の例

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-11 1 行目		「4.2 調査報告書の作成」の記述	(削除)
4-12 11 行目	4.4 事前調査 結果等の都道府県知事および労働基準監督署長への報告		((1) 報告の対象の前に追記) <u>事前調査結果の報告は、(1) に示す報告の対象に対して行う必要があるが、事前調査自体は規模の大小にかかわらず全ての解体等工事に対して実施されなければならない(事前調査の必要がない作業は「1.5.2 事前調査の必要がない作業」を参照)。</u>
4-12 21 行目	(1) 報告の対象	・工作物を解体し、改造し、補修する作業を伴う建設工事であって請負代金の合計が 100 万円以上であるもの。	・ <u>特定</u> 工作物を解体し、改造し、補修する作業を伴う建設工事であって請負代金の合計が 100 万円以上であるもの。

全体

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
		「現地調査」「現場調査」	それぞれ「目視調査」に統一

その他、テキスト内での表現を統一する訂正を行っています。

巻末資料

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
			<u>巻末資料 1 労働安全衛生法におけるボイラーの適用区分(圧力、伝熱面積等による区分)</u> <u>巻末資料 2 ボイラーの具体例、石綿含有資材の使用例</u>

以上